

# 第四次取手市男女共同参画計画

令和 7 年度 年次報告書

(令和 6 年度実施分)

取 手 市



# 第四次取手市男女共同参画計画

## 令和 7 年度 年次報告書(令和 6 年度実施分)について

### 1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例(平成17年1月4日施行)」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組み、さらなる改善につなげます。

### 2 本報告書の構成

#### 第1部 計画の進捗状況

第四次取手市男女共同参画計画に掲げる3つの基本目標に紐づく9つの主要課題ごとに、各事業の評価をまとめ、基本目標ごとに評価を行いました。

#### 第2部 施策の実行状況

9つの主要課題に紐づいた施策の実行状況について、個別事業ごとの担当課が取組の有無と成果を明らかにしました。

その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

#### 第3部 数値目標の達成状況

主要課題ごとの数値目標の達成状況を把握しました。数値目標の達成率が芳しくないものについては事業担当課に要因を確認し、改善を促しました。

# 目 次

## 第1部 計画の進捗状況

1 計画の体系	P4
2 各事業評価のまとめ	P6
3 基本目標ごとの進捗状況	P7
基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	P7
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	P8
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	P9

## 第2部 施策の実行状況

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	
主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	P11
主要課題 2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	P15
主要課題 3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	P19
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	
主要課題 4 あらゆる暴力をやるさない社会づくり	P22
主要課題 5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	P26
主要課題 6 生涯にわたる健康の支援	P32
主要課題 7 男女共同参画の視点に立った防災対策	P34
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
主要課題 8 男女共同参画の視点に立った意識改革	P36
主要課題 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	P39

## 第3部 数値目標の達成状況

主要課題ごとの数値目標の達成状況	
基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	P42
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	P43
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	P44

## 資料

取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋)	—
取手市男女共同参画推進条例・施行規則	—
取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図	—

## 第1部 計画の進捗状況

# 1 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向性
1 誰もが輝き活躍できる社会づくり 【女性活躍推進法の推進計画】	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大  	(1)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大     
	2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	(2)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進    
	3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進    
		(4)ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現    

基本目標	主要課題	施策の方向性
2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	4 あらゆる暴力を許さない社会づくり (取手市 DV 対策基本計画含む)	(9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 【取手市 DV 対策基本計画】  (10)安心して相談できる体制の充実 【取手市 DV 対策基本計画】  (11)あらゆる暴力やハラスメントの防止
		
	5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	(12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備  (13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備  (14)障害のある人々の自立した生活に対する支援  (15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備  (16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり
	6 生涯にわたる健康の支援	(17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援  (18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進
7 男女共同参画の視点に立った防災対策	7 男女共同参画の視点に立った防災対策	(19)災害対策への男女共同参画の視点強化  (20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大
		

基本目標	主要課題	施策の方向性
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	8 男女共同参画の視点に立った意識改革	(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進  (22)人権尊重意識の啓発  (23)国際社会の取り組みへの理解と協力
	9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発  (25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
		

## 2 各事業評価のまとめ

### 達成度(実施状況)

成果指標		令和 6 年度
A	十分に成果を上げている	48 事業 (27.9%)
B	一定の成果を上げている	39 事業 (22.7%)
C	あまり効果が上がっていない	2 事業 (1.2%)
D	実施していない又は、ほぼ実施できなかった	0 事業 (0%)
—	評価不能 ・成果が現れにくいもの ・単年度での評価ができないもの ・不可抗力により事業が中止または未実施	83 事業 (48.2%)
※達成度(実施状況)は、担当課の自己評価による		172 事業 (100%)

令和 6 年度に開催した取手市男女共同参画審議会からの建議に基づき、令和 7 年度年次報告書(令和 6 年度実施分)から成果指標を変更した。

### 【参考】令和 5 年度以前の達成度(実施状況)

成果指標		令和 4 年度	令和 5 年度
A	実施済みで十分に成果を上げている	118 事業 (68.6%)	126 事業 (73.2%)
B	実施済みで成果を上げている	51 事業 (29.6%)	45 事業 (26.2%)
C	実施済みであるがあまり効果が上がっていない	1 事業 (0.6%)	0 事業 (0%)
D	未着手もしくは実施が困難な状況にある	0 事業 (0%)	0 事業 (0%)
—	評価不能 コロナ禍で事業が「すべて」中止	2 事業 (1.2%)	1 事業 (0.6%)
※達成度(実施状況)は、担当課の自己評価による		172 事業	172 事業

### 3 基本目標ごとの進捗状況



#### ○基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

主要課題	A	B	C	D	－	計
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	4	5	1	0	10	20
2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	11	5	1	0	8	25
3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	2	4	0	0	12	18
合計	17	14	2	0	30	63
(参考)令和5年度	35	28	0	0	0	63
(参考)令和4年度	34	28	0	0	1	63

#### 【未実施の事業】(2事業)

- 事業番号 6 …制度の見直しに伴うもの(評価不能に含む)
- 事業番号 46 …制度の廃止に伴うもの(評価不能に含む)

#### 【主な数値目標】

市の各種審議会等における女性委員の割合

R4	R5	R6	R8 目標値
32.9%	28.8%	28.3%	35%以上

市民協働課(事業番号 1)

市の管理職のうち、女性職員の割合

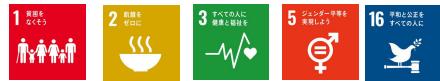
R4	R5	R6	R8 目標値
14.0%	8.3%	10.7%	25.0%

市民協働課(事業番号 2)

#### 【進捗状況】

評価可能な取組のうち、「A 十分に成果を上げている」「B 一定の成果を上げている」の合計が 93.9% を占めており、概ね予定どおり進んでいる。

他方、【主な数値目標】に掲げる上記2項目について、令和5年度以降は目標値達成が厳しい状況にある。要因として、「市の管理職のうち、女性職員の割合」(事業番号 2)が伸び悩んでおり、その管理職が審議会等の委員に宛て職として任命されているケースが多いことから、「市の各種審議会等における女性委員の割合」(事業番号 1)にも影響を与えていることが挙げられる。これらの数値について、男女共同参画庁内推進会議においても議題として取り上げ、各委員(部長級)が職場全体の課題と捉え部内で共有することを確認した。



## ○基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

主要課題	A	B	C	D	－	計
4 あらゆる暴力をやめる社会づくり	4	5	0	0	16	25
5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	16	9	0	0	6	31
6 生涯にわたる健康の支援	2	8	0	0	1	11
7 男女共同参画の視点に立った防災対策	1	2	0	0	6	9
合計	23	24	0	0	29	76
(参考)令和5年度	61	14	0	0	1	76
(参考)令和4年度	58	16	1	0	1	76

### 【未実施の事業】(1事業)

- 事業番号109 …制度の改正に伴うもの(評価不能に含む)

### 【主な数値目標】

高等職業訓練促進給付金等事業受給者数

R4	R5	R6	R8 目標値
3人／年	6人／年	9人／年	9人／年

子育て支援課(事業番号9)

女性の防災士資格取得人数

R4	R5	R6	R8 目標値
2人(累計6人)	0人(累計6人)	1人(累計7人)	累計10人

安全安心対策課(事業番号18)

### 【進捗状況】

評価可能な取組のうち、「A 十分に成果を上げている」「B 一定の成果を上げている」の合計が100%であり、概ね予定どおり進んでいる。



### ○基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

主要課題	A	B	C	D	－	計
8 男女共同参画の視点に立った意識改革	5	0	0	0	11	16
9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	3	1	0	0	13	17
合計	8	1	0	0	24	33
(参考)令和5年度	30	3	0	0	0	33
(参考)令和4年度	26	7	0	0	0	33

【未実施の事業】(なし)

#### 【主な数値目標】

人権教室への参加者数

R4	R5	R6	R8 目標値
0名	149名	177名	720名

市民協働課(事業番号 21)

職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数

R4	R5	R6	R8 目標値
小学校 3 校	小学校 4 校	小学校 8 校	小学校 14 校
中学校 5 校	中学校 6 校	中学校 6 校	中学校 6 校

指導課(事業番号 23)

#### 【進捗状況】

評価可能な取組のうち、「A 十分に成果を上げている」「B 一定の成果を上げている」の合計が 100% であり、概ね予定どおり進んでいる。

## 第2部 施策の実行状況

## ■基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

### 【主要課題】1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

#### (1)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

##### ○具体的施策:市の各種審議会等への女性登用の促進・登用率の向上

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市の各種審議会等への女性の積極的な登用を促進します。特に女性委員のいない審議会等をなくすことをを目指し、女性の参画拡大を図ります。	1	市民協働課	実施	<p>内閣府調査(審議会)及び市独自調査(要綱等に基づく協議会等)として府内各課に対し、女性委員の割合に関する状況調査を行った。併せて、審議会等の委員改選の際には以下の配慮を行うよう周知した。</p> <p>①公募の活用  ②充て職による委員の固定化の見直し  ③市民が参加する審議会等の開催方法の配慮  (誰もが参加しやすい曜日・時間帯・オンライン)  また、取手市男女共同参画府内推進会議では、委員(各部長級)から部内各課に対し、女性係長職や審議会等女性委員の割合について意識づけを行っていくことを確認した。</p>	C	○審議会等委員の女性割合 ・R5:28.8% ・R6:28.3%	No1
市の各種審議会等への女性の参画状況を定期的に調査し、結果を公表することで、市職員や市民の意識の啓発を図ります。	2	市民協働課	実施	<p>内閣府調査(審議会)及び市独自調査(要綱等に基づく協議会等)として府内へ女性委員の割合に関する状況調査を行った。</p> <p>また、調査結果を市ホームページの「第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書(令和5年度実績)」内で公表するとともに、令和6年度年版「統計とりで」に「審議会委員の女性割合」を掲載した。</p>	-		

## (2)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進

### ○具体的施策:管理職への女性の積極的登用

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
人事評価制度に基づき、能力や適性を性別にとらわれず公正に評価した上で、女性職員の管理職への積極的な登用に取り組みます。	3	人事課	実施	人材育成を踏まえた人事評価研修を実施するとともに、係長職への推薦制度を活用することにより、女性職員の昇進や職域拡大に向けた取り組みを強化した。また、茨城県自治研修所が実施する若手職員キャリアデザイン講座に研修生を派遣し、長期的視野でキャリアデザインを構築できる女性職員の養成に努めた。	B	○若手職員キャリアデザイン講座女性職員:1名派遣	No2

### ○具体的施策:女性活躍推進に向けた体制の構築

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
管理職としての能力開発に向けた育成体制を充実させるための管理職研修や仕事と家庭の両立支援講座などへ女性職員が多く参加できるよう、保育所等の女性職員が多い職場の女性職員が受講しやすい時間帯に研修を設定するなど工夫をします。また、女性管理職向けや女性活躍推進に関する研修についての情報を市民協働課と共有し、女性職員に受講を積極的に働きかけます。	4	人事課	実施	県ダイバーシティ推進センターによる出前講座を利用するとともに、市民協働課と共に管理職員等を対象とした「イクボスセミナー」を実施した。「イクボスセミナー」については、実際に育児休業を取得した職員を招いて体験談を語ってもらうなど、研修内容の充実に努めた。	B	研修参加者:17名(新任管理職等が中心。うち育児休業取得者は3名)	
女性職員を対象とした県主催の「キャリアデザイン講座」に職員を派遣し、女性職員が長期的な視野でキャリアデザインを描けるよう、意欲の向上を図ります。	5	人事課	実施	キャリアデザインをテーマとした研修へ女性職員を派遣した。	B	若手職員キャリアデザイン講座女性職員:1名派遣	
メンター制度(先輩職員による若手職員の育成支援制度)を活用し、女性職員独自の悩みなどに対し、先輩女性職員がサポートできる体制を充実させていきます。	6	人事課	未実施	メンター制度の有効性や必要性について検討中であり、代替え措置として人事課の女性職員が相談に応じ、必要に応じて精神科による「心の相談」等の窓口を案内するなど、個別の対応をとった。	-	今後も若手職員の意向を踏まえながら制度のあり方を検討していく。	
男女共同参画に関する情報を定期的に提供し、職員の意識啓発を図ります。	7	市民協働課	実施	庁内グループウェアを通じ、職員向けに「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」についての情報を発信した。また、新規採用職員研修(人事課主催)において、「男女共同参画社会」をテーマに講義を行った。	-		

### (3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

#### ○具体的施策:企業への意識啓発の推進・女性活躍の支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や、女性管理職が活躍する企業をホームページや男女共同参画情報紙「風」などで紹介し、企業における女性活躍推進の意識高揚を図ります。また、企業への男女共同参画視点での防災対策の啓発などを通じ、物事を決める場面における女性意見の組み込みの重要性や女性参画を推進します。	8	市民協働課	実施	茨城県が推進する「いばらきダイバーシティ宣言」に市として令和6年度年11月1日付けで登録を行い、市ホームページ「事業者向け」ページや「広報とりで」で広く周知するとともに、市商工会に対しても多様な働き方などに取り組んでいただけるよう働きかけを行った。	A	取手市商工会にもR6年10月16日付けで同宣言に登録いただくことができた。	
人材育成や、働く女性に関する法令・情報等を企業に提供し、女性の登用や活躍促進を支援します。	9	産業振興課	実施	パンフレットを庁内に配置し啓発した。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	-		
		市民協働課	実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中 ・(経営者向け)仕事と介護の両立支援に関するガイドライン [事業№10、22、38、52]にも掲載	-		
女性活躍を推進するため、一定規模以上の従業員を持つ企業に国が策定・周知等を義務づけている「一般事業主行動計画」について、国や県からの最新の制度情報や策定のための講習会・相談会情報等を企業に提供し、計画の策定を支援します。	10	市民協働課	実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中 ・(経営者向け)仕事と介護の両立支援に関するガイドライン [事業№9、22、38、52]にも掲載	-		
		産業振興課	実施	パンフレットを庁内に配置し啓発した。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	-		

#### ○具体的施策:各種団体等における女性の参画促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
男女共同参画に積極的に取り組んでいるボランティア・NPO団体や、女性メンバーが活躍する各種団体等をホームページや男女共同参画情報紙「風」などで紹介し、市民活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	11	市民協働課	実施	①市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持つもらうきっかけづくりを行った。 ②市民有志により組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施した。イベント来場者を増やすためマルシェを初開催するなど工夫した。	A	①実施:1校 ②イベント来場者数 ・R5:150人 ・R6:400人	
ボランティア活動に取り組む人材を育成するための講座などを実施し、女性だけでなく、老若男女の市民活動への積極的な参加向上に努めます。	12	市民協働課	実施	ボランティア人材を募集したい団体とボランティアに参加したい人を結びつけ、ボランティア活動体験ができる「市民活動・ボランティア体験マッチングプログラム2024」を市社会福祉協議会と共催した。	B	・参加団体:10 ・参加人数:26名(一般10・高校13・中学3)	
		社会福祉課 (社会福祉協議会)	実施	地域福祉の担い手の育成として、理解者を広げるため学校での福祉教育活動について広報活動に取り組んだ。(校長会にて説明+小中学校へのパンフレット配布)	B	市内小中学校による福祉体験:計8回 ・小学校4校 ・中学校1校	

## ○具体的施策:自治会等における女性の参画促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
男女共同参画に積極的に取り組んでいる自治会等や、女性メンバーが活躍する自治会等をホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、地域活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	13	市民協働課	実施	市男女共同参画情報紙「風」53号(令和7年2月1日発行)において、「ライフプラン」をテーマに特集し、多様な生き方・暮らし方について広く市民に情報発信した。	一		
各地区と行政のパイプ役である市政協力員を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、研修などの機会を通じて意識啓発を図ります。	14	市民協働課	実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。 併せて、市ホームページの「電子回覧板」において広く市民へ周知を行った。 [事業No.44、110、112、115]にも掲載	一		

## ○具体的施策:男女共同参画のための女性リーダーの養成

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
女性団体等の人材育成や指導者の養成を引き続き支援していきます。	15	市民協働課	実施	”あらゆる領域で女性活躍を実現するために”をテーマに他機関が主催する女性活躍推進セミナーについて市ホームページで広く市民に周知した。	一		
女性団体のネットワークづくりを推進し、市の男女共同参画事業を通じ、交流機会を充実させていきます。	16	市民協働課	実施	市民有志により組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施した。	A	イベントを通じネットワークづくりを推進することができた。	

## ○具体的施策:市議会における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
政治分野へ女性が参画しやすくなるよう、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備を図ります(議会の欠席事由に出産、育児、介護、看護等を明文規定。育児や授乳できるスペースの確保等)。また、議員就任時にハラスマント防止研修を実施し、議員としての男女共同参画意識の啓発に努めます。これに加え、これから社会に出ていく子どもたちが議会・議員活動に対する関心を深められる取り組みを進めていきます(子どもが傍聴席に入れるように制度改正。中学生と議員との協働事業の実施)。	17	議会事務局	実施	取手市議会議規則において、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を議会の欠席事由に規定しているほか、オンライン会議システムを活用した一般質問が上記事由により認められている。また、法令改正ではなく市議会例規の改正により対応可能である委員会(常任委員会等)については、議会例規を改正した上でオンラインによる出席を認めており、出産・育児期の環境との調和の取組も併せて進めている。平成30年から子どもも傍聴席に入れるよう制度を改正しており、ブレイマットや乳幼児対応の補助便座を議会棟内に設置し、傍聴者も含め乳幼児にも配慮した環境整備に取り組んでいる。令和6年度年11月・12月には、市内中学校との協働事業を実施し、出前授業や模擬議会を通して、子どもたちが議会や議員に関心を持つてもらう取り組みを行った。	A	○出産・育児・看護・介護・配偶者の出産補助の事由での会議の欠席:3回(R5:1回) ○オンライン会議開催数:4回(R5:3回) ○中学生と議員との協働事業:1回(R5:0回) 市立戸頭中学校3年生 ・11/12 出前授業 ・12/18 模擬議会 いずれも2クラス生徒65人参加	

## 【主要課題】2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

### (4)ワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現

#### ○具体的施策:市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
ワーク・ライフ・バランスについて、市広報やホームページなどを活用し、市民への意識啓発を図るとともに、市民一人ひとりがライフステージの各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。	18	市民協働課	実施	市ホームページで、「ワーク・ライフ・バランスをご存じですか」の記事を掲載し周知を図っている。また、茨城県が推進する「いばらきダイバーシティ宣言」に市として令和6年度年11月1日付けで登録を行い、市ホームページ「事業者向け」ページや「広報とりで」にて周知した。なお、宣言文では、「ワーク・ライフ・バランスへの取組について『2. それぞれの価値観やライフスタイルの違いに基づいた働きやすい環境の整備をすすめ、多様な働き方を促進します。』と表明した。	-		No3
関係機関と連携し、市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努め、事業所の積極的な取り組みを促進します。各事業所において、長時間労働の是正や育児・介護休業取得向上等の両立支援の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。	19	産業振興課	実施	パンフレットを庁内に配置し啓発した。取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	-		
		市民協働課	実施	茨城県が推進する「いばらきダイバーシティ宣言」に市として令和6年度年11月1日付けで登録を行い、市ホームページ「事業者向け」ページや「広報とりで」で広く周知するとともに、市商工会に対しても多様な働き方などに取り組んでいただけるよう働きかけを行った。	A	取手市商工会にもR6年10月16日付で同宣言に登録いただくことができた。	

#### ○具体的施策:市職員へのワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取り組み

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、研修等を通じて意識啓発を行います。	20	市民協働課	実施	県ダイバーシティ推進センター「ぱらりす」の出前講座「未来を変える『はじめの一歩』子育て世代の暮らし方見直しワークショップ」を利用し、未就学児の子を持つ若手職員向けの「ライフプランセミナー」を実施した。(人事課と共催)	A	受講後アンケートでは、「良く理解できた」、「理解できた」の合計が100%であった。	
		人事課	実施	共済組合や職員互助会を活用し、ライフプランに関する研修や各種クラブ活動助成等を実施した。	B	ライフプランセミナー研修受講者:未就学児を持つ職員16名	
特定事業主行動計画に基づき、各種休暇・休業制度、育児・介護休暇制度が男女ともに偏りなく活用できるよう、仕事と家庭生活との両立を支援します。	21	人事課	実施	庶務担当者研修会の資料の配信等を通して、管理職を含む全職員に各種制度の周知を図った。	B	対象職員へは個別に詳細な説明を行った。	

#### ○具体的施策:男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての情報提供や周知を図ります。	22	産業振興課	実施	パンフレットを庁内に配置し啓発した。取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	-		
		市民協働課	実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中 ・(経営者向け)仕事と介護の両立支援に関するガイドライン [事業№9、10、38、52]にも掲載	-		

## ○具体的施策:起業・再就職に対する支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
起業家支援を行う取手駅前の「Match-haco」にて、創業スクールやセミナー等の開催を実施します。また、市内で活躍している企業が起業家の先輩として「起業応援団」となり、起業家を応援し、起業応援サービスや割引を提供します。	23	産業振興課	実施	創業支援等事業者である一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し、創業予定の方や創業して間もない方等が創業時に必要となる基礎知識等を習得できる「創業スクール」や「起業相談」事業を実施した。 創業スクールは9月～11月に全5回コースで開催し、30名が参加した(男性14名、女性16名)。	A	創業スクール参加者の女性割合 ・R4:48.1% ・R5:51.6% ・R6:53.3%	
子育て等により離職し、再度の就労を希望する女性の再チャレンジを支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談、紹介、求人情報の提供等を実施します。	24	産業振興課	実施	パンフレットを庁内に配置し啓発した。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	-		
女性の再就職者が多い保育士に対し、市内保育施設への就職相談会等を実施し、再就職を支援します。	25	子育て支援課	実施	合同就職説明会を開催し、保育士希望者と保育施設とのマッチングの支援をしている。	A	合同就職説明会参加者:13名	
保護者の求職活動や就学についても引き続き保育所の入所条件とし、安心して就職活動や、スキルアップのための就学ができるよう支援します。	26	子育て支援課	実施	保育認定において、求職活動や就学についても受付しており、保護者のニーズに合わせた運営をしている。	A	・申請数:82件 ・入所者数:60件	

## ○具体的施策:活力のある農業の実現に向けた男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
「就農相談」を行い、性別を問わず新規で就農を希望する方を支援します。また、女性を含め、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルール作りとして「家族経営協定」の締結を促進します。	27	農政課	実施	「就農相談」を行い、性別を問わず新規で就農を希望する方を支援した。また、女性を含め、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルール作りとして「家族経営協定」の締結を促進した。	-	R6は女性からの「就農相談」自体がなかったことから、家族経営協定の実績がなかった。 ○「家族経営協定」 R6:0件(累計14件)	
軽トラ市開催やJA茨城みなみの農産物直売を支援し、性別を問わず、農業者の活動を促進します。	28	農政課	実施	「とりで産業まつり」および「サイクルアートフェルティバル」において希望者を募り、軽トラ市を出店した。軽トラ市の開催にあたっては、男性のみならず、女性農業者も参加し、お客様を多く呼び寄せ、大いに賑わった。	B	参加者:5名(うち女性2名)	

## (5)子育て・介護支援体制の整備・充実

### ○具体的施策:安心して子育て・介護と仕事の両立ができる環境づくり

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
延長保育や休日保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	29	子育て支援課	実施	共働き世帯の増加や女性の社会進出、子どもの生活リズム確保等、様々な要因で高まっている多様なニーズに対し、対応した保育サービスを実施した。	A	○一時保育事業利用延べ人数:2,862人 ○子育て支援センター利用延べ人数:37,052人	
ファミリー・サポートセンターを運営し、住民同士の助け合いにより、子育て家庭の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援します。	30	子育て支援課	実施	ファミリーサポートセンターで会員の管理(確保・育成・活用)、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズに沿ったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。	A	○会員数:410人(協力会員163人・利用会員238人・両方会員9人) ○利用件数:2,194件(送迎1,685件・預かり509件)	
市内全ての市立小学校で放課後子どももクラブを開設し、共働き家庭等の就労支援及び子ども達の健全育成を図ります。また、子ども達の放課後の居場所づくりの充実に努めます。	31	子ども青少年課	実施	放課後子どもクラブを全ての市立小学校に開所することにより、保護者の就労の有無を問わず児童の健全育成及び子どもたちの居場所づくりを実施した。	A	利用者アンケートでは、「お子様は子どもクラブに楽しく通っていると思いますか。」に対する回答のうち「そう思う」「ややそう思う」「普通」の割合がR5の86%から88%に上昇した。	
発達に支援が必要な就学児童が放課後や学校の長期休み期間中に利用する「放課後等デイサービス」において、生活能力向上のために必要な訓練等を提供し、自立を促進するとともに放課後の居場所を提供します。	32	障害福祉課	実施	発達に遅れや偏りのある就学児童とその保護者に対し、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業の利用につなげる支援を行った。	B	○放課後等デイサービスの延べ利用者数 ・R5:3,490件 ・R6:3,637件	
働きながら障害者を介護する家族の負担を軽減するため、障害福祉サービス(日中一時支援、短期入所事業等)の充実を図ります。	33	障害福祉課	実施	日中に介護者が不在であるなど、一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにするため、日中一時支援や短期入所の利用へつなげる支援を行った。	B	○日中一時支援 ・実利用者数:140名 ・延べ利用日数:4,595日 ○短期入所 ・実利用者数:46名 ・延べ利用日数:2,440日	
地域包括支援センターが、個別の課題を解決するため、地域ケア個別会議を開催するなど、地域包括ケアシステムの推進に努めることで、高齢者だけでなく、高齢者を支える家族や介護者の負担軽減を図ります。	34	高齢福祉課	実施	個別課題を解決するために地域ケア個別会議を開催し、地域包括ケア推進に努め、家族や介護者の負担を軽減した。	A	○地域ケア個別会議開催数:40回	
同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供する「介護家族の会」を市社会福祉協議会にて実施し、介護する家族の気持ちと身体の負担を軽減します。	35	高齢福祉課(社会福祉協議会)	実施	介護家族の会を取手・藤代地区でそれぞれ開催。同じ介護の悩みを持った仲間と語り、気持ちや身体の負担軽減に努めた。	C	取手・藤代地区で年12回開催したもの、1回あたりの申込人数が少なかった。	

○具体的施策:育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市職員に対し、「子育てハンドブック」や府内研修会において、育児や介護休業制度を周知し、制度の詳細についての職員全体の認知度を向上します。また、対象職員に対し個別に制度説明を行い、休業を必要とする職員が必要な期間の休業を取得しやすいよう支援します。	36	人事課	実施	「子育てハンドブック」や庶務担当者研修会の資料の配信等を通して職員に対して制度の周知を図るとともに、制度改正があった際は、随時府内メールにて内容の配信を行った。また、育児休業、介護休暇対象職員には個別に詳細な説明を行った。	A	【特定事業主行動計画】「男性職員の育児休業取得率」(目標値:30%以上) ○全職種(消防職含む) ・R5:38.9% ・R6:34.8% ○消防職のみ ・R5:0% ・R6:25.0%	
市職員の管理監督者に業務分担や周囲の職員の理解向上を図るよう促し、職員全員がリスク管理を意識して業務にあたる意識付けを図ります。	37	人事課	実施	県ダイバーシティ推進センターによる出前講座を利用するとともに、市民協働課と共に管理職員等を対象とした「イクボスセミナー」を実施した。「イクボスセミナー」については、実際に育児休業を取得した職員を招いて体験談を語ってもらうなど、研修内容の充実に努めた。	A	○イクボスセミナー 研修参加者:17名(新任管理職等が中心。うち育児休業取得者は3名)	
関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するように情報提供や啓発を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を行います。	38	産業振興課	実施	パンフレットを府内に配置し啓発した。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	—		
		市民協働課	実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中 ・(経営者向け)仕事と介護の両立支援に関するガイドライン [事業No.9、10、22、52]にも掲載	—		

### 【主要課題】3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

#### (6)家庭生活における男女共同参画の推進

##### ○具体的施策:家庭における男女共同参画推進に向けた広報・啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための啓発をホームページや男女共同参画紙「風」、男女共同参画推進イベント等を通じて行います。	39	市民協働課	実施	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマに令和5年度に制作した市長による料理動画について、更なる周知のため、市役所本庁舎1階ロビー及び取手ウェルネスプラザ1階ロビーの電子看板(デジタルサイネージ)での配信を開始した。また、12月14日に開催された本市とこども家庭庁による共催イベント「こどもまんなかアクションリレーシンポジウムinとりで」において当該動画を上映するなど、情報発信に努めた。 [事業No.43、49、124、138]にも掲載	-		No5
市立小中学校、幼稚園の保護者を対象に「家庭教育学級」にて講演会等を実施し、子育てや家庭生活における男女共同参画推進を図ります。	40	生涯学習課	実施	各学校の家庭教育学級は令和5年度で廃止となり、市立小中学校及び幼稚園の保護者を対象に2回の家庭教育学級全体研修会のみ開催した。全体研修会は子育てに係る内容であり、広い意味で子育てにおける男女共同参画を促す内容であった。	-	○全体研修会(全2回) ・「思春期の子どもとの関わり方」 参加者数:51名 ・「音楽とわたしと子育て」参加数:10名 両研修とも男女問わず多くの保護者が参加し、男女協力しての子育てを促す内容であった。	
市で市民参加型の家庭生活に関する講座や講習を実施する際に、固定的性別役割分担意識による募集方法を行わないような配慮、また、男性参加を積極的に推進するよう府内へ啓発します。	41	市民協働課	実施	内閣府調査(審議会)及び市独自調査(要綱等に基づく協議会等)として府内へ女性委員の割合に関する状況調査を行った際に、市民が参加する審議会等における開催方法として、誰もが参加しやすい曜日・時間帯・オンラインによる開催などに配慮するよう周知した。	-		

##### ○具体的施策:家庭で協力し合うことの啓発と参加促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
家族で家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識の大切さを啓発します。	42	市民協働課	実施	保健センターの協力により、ウェルカムベビーラスや新生児赤ちゃん訪問の際に「家事・育児シェアシート」を配布した。 また、市ホームページ「『子育て』のお知らせ」に、「家事・育児シェアシート」を掲載し、更なる周知を図った。 [事業No.50]にも掲載	-		
		保健センター	実施	ウェルカムベビーラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。	B	○ウェルカムベビーラス:年5日間(土曜日開催) 参加人数:219名(男性110名・女性109名) ○赤ちゃん訪問数:465名	No17
家族で協力して家事を行うことについて考えてもらうため、親子や男性が参加できる料理教室などを実施し、家庭における男女共同参画推進を啓発します。	43	市民協働課	実施	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマに令和5年度に制作した市長による料理動画について、更なる周知のため、市役所本庁舎1階ロビー及び取手ウェルネスプラザ1階ロビーの電子看板(デジタルサイネージ)での配信を開始した。 また、12月14日に開催された本市とこども家庭庁による共催イベント「こどもまんなかアクションリレーシンポジウムinとりで」において当該動画を上映するなど、情報発信に努めた。 [事業No.39、49、124、138]にも掲載	-		
男性の家事・育児・介護や地域活動等へ参加を促すための取り組みを実施します。→詳細は「(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進[事業No.48～53]」に掲載	-	市民協働課、関係各課					

## (7)地域社会における男女共同参画の推進

### ○具体的施策:地域における男女共同参画推進に向けた広報・啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
各地区と行政のパイプ役である市政協力員や地域で活動するNPO団体、ボランティア団体を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、男女共同参画紙「風」の配布や研修などの機会を通じての意識啓発を図ります。(再掲⇒主要課題1(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性への参画の推進)	44	市民協働課	実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。 併せて、市ホームページの「電子回覧板」において広く市民へ周知を行った。 [事業No.14、110、112、115]にも掲載	—		
男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。→詳細は「(主要課題7)男女共同参画の視点に立った防災対策」[事業No.112～113,115～116]に掲載	—	市民協働課、安全安心対策課					

### ○具体的施策:地域で活動する団体との連携・支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
女性団体と緊密に連携し、その活動に対して支援を行うことで、地域での男女共同参画の推進を図ります。	45	市民協働課	実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。	A	教育委員会を通じ、人権教育としての出前講座を市内小学校へ働きかけ、1校で実現に至った。	
小中学校、幼稚園の保護者から構成される「家庭教育学級」と連携し、地域における子育てネットワーク構築と男女共同参画の推進を図ります。	46	生涯学習課	未実施	市内小中学校及び幼稚園の保護者から構成される各学校の家庭教育学級は令和5年度で廃止され、家庭教育学級全体研修会のみ実施した。そのため、地域で活動する団体との連携・支援を促す内容はなかった。	—	—	
NPO団体やボランティア団体の活動情報の収集や発信を通じ、団体活動の支援や地域活動への新たな参加者増進を図ります。	47	市民協働課	実施	インターネットの市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」で市民活動団体の活動や情報発信がスムーズにできるよう支援した(随時お問合せに対応)。さらに、NPO・ボランティア団体要覧を公共施設等に配置し団体の活動紹介を行った。	B	○いきいきネットとりで 合同研修会:年1回実施	

## (8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

### ○具体的施策: 男性の意識改革、家事等への参画促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施し、子育てを協力し合うことの大切さを啓発します。	48	保健センター	実施	ウェルカムベビークラス、マタニティクラス時に子育てを協力し合うことの大切さを伝えた。	B	○マタニティクラス:年12日間(3回×4クール)参加人数188名 ○ウェルカムベビークラス:年5日間(土曜日開催)参加人数219名(男性110名、女性109名)	No17
男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施し、家事参加促進を図ります。(再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	49	市民協働課	実施	市民向けに誰でも"簡単・時短"で料理ができるをテーマに令和5年度に制作した市長による料理動画について、更なる周知のため、市役所本庁舎1階ロビー及び取手ウェルネスプラザ1階ロビーの電子看板(デジタルサイネージ)での配信を開始した。また、12月14日に開催された本市とこども家庭庁による共催イベント「こどもまんなかアクションリレーシンポジウムinとりで」において当該動画を上映するなど、情報発信に努めた。 [事業No.39、43、124、138]にも掲載	-		No6
男性に家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識を啓発します。(再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	50	市民協働課	実施	保健センターの協力により、ウェルカムベビークラスや新生児赤ちゃん訪問の際に「家事・育児シェアシート」を配布した。 また、市ホームページ「『子育て』のお知らせ」に、「家事・育児シェアシート」を掲載し、更なる周知を図った。 [事業No.42]にも掲載	-		
		保健センター	実施	ウェルカムベビークラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。	B	○ウェルカムベビークラス:年5日間(土曜日開催) 参加人数:219名(男性110名、女性109名) ○赤ちゃん訪問数:465名	No17
社会福祉協議会が主催する「男性講座」にて、料理教室等を実施し、定年後などの高齢男性が家庭で家事に参画することを促進します。	51	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	実施	男性講座事業を実施した。 ・男性料理教室 ・男性講座(中止)	-	○料理教室(全3回・5名)参加者同士の仲間づくりができた様子 ○男性講座募集した結果、申込0人だったため中止となった。	

### ○具体的施策: 男性の育児・介護休業取得の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を実施します。(再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	52	産業振興課	実施	パンフレットを庁内に配置し啓発した。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	-		
		市民協働課	実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中 ・(経営者向け)仕事と介護の両立支援に関するガイドライン [事業No.9、10、22、38]にも掲載	-		
市男性職員の育児・介護休業取得を促進するため、管理監督者に対して「イクボスセミナー」を実施し、男性職員が育児・介護参加に対して向き合う姿勢、配慮への意識を高めます。	53	人事課	実施	県ダイバーシティ推進センターによる出前講座を利用するとともに、市民協働課と共に管理職員等を対象とした「イクボスセミナー」を実施した。「イクボスセミナー」については、実際に育児休業を取得した職員を招いて体験談を語ってもらうなど、研修内容の充実に努めた。	A	研修参加者:17名(新任管理職等が中心。うち育児休業取得者は3名)	

## ■基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

### 【主要課題】4 あらゆる暴力をやるさない社会づくり

#### (9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援【取手市DV対策基本計画】

##### ○具体的施策:DV防止に関する広報・啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
広報紙やホームページ等を活用してDV防止に関する情報を周知します。	54	子育て支援課	実施	市民協働課と共同で4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	—		
		市民協働課	実施	子育て支援課(家庭児童相談室)と共同で4月の「若年層性暴力被害防止月間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間などを通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	—		No8
11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用したDV防止についての啓発強化を図ります。	55	子育て支援課	実施	児童虐待防止月間(オレンジリボンが象徴)と女性に対する暴力をなくす運動期間(パープルリボンが象徴)である11月に、市民協働課と共同で「オレンジ＆パープルリボンキャンペーン」を実施した。「広報とりで」、市ホームページ、市イベント等で多くの市民に啓発グッズを配布した。	—		
		市民協働課	実施	児童虐待防止月間(オレンジリボンが象徴)と女性に対する暴力をなくす運動期間(パープルリボンが象徴)である11月に、子育て支援課(家庭児童相談室)と共同で「オレンジ＆パープルリボンキャンペーン」を実施した。「広報とりで」、市ホームページ、市イベント等で多くの市民に啓発グッズを配布した。	—		
DVを許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発やDVのある家庭における子どもへの影響について、相談などの機会に情報提供を実施します。	56	子育て支援課	実施	夫婦喧嘩の目撃は心理的虐待にあたることから、保護者と面談する際に虐待防止のパンフレットを用いて、虐待によって子どもが受ける影響について説明した。	B	○心理的虐待の件数:59件	
		市民協働課(市民相談)	実施	無料相談は0件、市民協働課窓口での口頭相談4件(DV)の相談があった。傾聴し相談内容によっては、関連部署や警察等と連携を取りながら問題解決へ向けての対応を行った。	—		
若年層向けのデートDV予防について、広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。	57	子育て支援課	実施	市民協働課と共同で市ホームページに若年層向けのDV予防情報や相談先を周知。また、保健センターが市内高校で実施している妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及講座「レッツソトライ高校生講座」で、デートDV予防(相談先も掲載)のチラシを配布し情報提供をした。	A	他部署との協働により、市内高校を通じ若年層に対し効果的に発信することができた。	
		市民協働課	実施	子育て支援課(家庭児童相談室)と共同で市ホームページに若年層向けのDV予防情報や相談先を周知。また、保健センターが市内高校で実施している妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及講座「レッツソトライ高校生講座」で、デートDV予防(相談先も掲載)のチラシを配布し情報提供をした。	A	他部署との協働により、市内高校を通じ若年層に対し効果的に発信することができた。	

##### ○具体的施策:早期発見と適切な支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
DV被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、保健センター、子育て支援センター、地域など関係機関と連携して取り組みます。	58	子育て支援課	実施	DV被害について相談を受けた場合、本人に関係機関とその役割について情報提供し、適宜関係機関と連絡を取り合いながら支援を行った。	B	○DV相談件数:20件	

## (10) 安心して相談できる体制の充実【取手市DV対策基本計画】

### ○具体的施策:相談体制の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、専門研修を受講し、資質向上を図ります。また、被害者が早期に相談にいたれるよう、相談窓口等の情報提供や周知を行います。	59	子育て支援課、各相談窓口所管課	実施	【子育て支援課】職員がDVに関する研修、会議に参加し、資質向上を図った。また、「広報とりで」や市ホームページを通して相談窓口の周知を行った。	B	○DVに関するオンライン研修 受講回数:1回	No7

### ○具体的施策:関係機関との連携

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
県などの関係機関、府内の関係各課と連携し、個々の相談に対応する体制を強化します。	60	子育て支援課、各相談窓口所管課	実施	【子育て支援課】適宜、児童相談所、警察、府内の関係部署と連携を取りながら相談に対応した。	—		
市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。	61	子育て支援課	実施	市要保護児童対策地域協議会で扱うすべての児童や妊婦について、個別支援会議を行い、各部署が自身の役割を認識した上で支援に当たることができるようとした。	B	○個別支援会議 実施回数:88回	

## (11)あらゆる暴力やハラスメントの防止

### ○具体的施策:ストーカー、性暴力等の防止啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
4月の「若年層の性暴力被害予防」月間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した暴力防止についての啓発強化を図ります。	62	子育て支援課	実施	市民協働課と共同で4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	一		
		市民協働課	実施	子育て支援課(家庭児童相談室)と共同で4月の「若年層性暴力被害防止月間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間などを通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	一		
若年層が被害に遭いやすいJKビジネス※1やSNSを使ったリベンジボルノ※2等についての啓発や相談窓口に関する情報提供を実施します。	63	子育て支援課	実施	市民協働課と共同で4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	一		
		市民協働課	実施	子育て支援課(家庭児童相談室)と共同で4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	一		
		子ども青少年課(青少年センター)	実施	青少年が犯罪被害者となることを未然に防止するため、青少年センターを拠点に特別青少年相談員による相談業務を実施するとともに、夏休み期間中の夜間、青少年相談員及び青少年健全育成団体と共に街頭指導(声掛け)を実施した。	A	コロナ禍以降5年ぶりに、青少年相談員が中心となり、青少年健全育成団体(民生委員、保護司、更生保護女性会、少年警察ボランティア、セーフティマイタウン)やPTA、警察署とともに夏休み期間中の12日間延べ152名で街頭指導を実施した。	

### ○具体的施策:青少年相談の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
いじめ等様々な悩みや問題を持つ青少年やその保護者が、電話やメール、面接等によって気軽に相談できるよう、相談体制の充実と周知を図ります。	64	教育総合支援センター	実施	いじめの早期発見や悩み事の相談窓口として、いじめ防止アプリを活用し、気軽に相談が出来る体制を構築。また、センター職員への研修を適宜行い、相談体制の充実を図った。	一		
		子ども青少年課(青少年センター)	実施	常時、来訪者の相談に応じられるよう、青少年センターに会計年度職員を配置し相談業務を実施した。	A	○特別青少年相談員 ・配置:2名 ・月～金曜日 ・9:00～16:30 ・対応件数:延べ586件	
各学校と教育委員会が一体となり、人間関係や学業、部活動、家庭生活など様々な悩みを持つ子ども達に寄り添い相談を受けることができる体制を構築します(全員担任制・チーム指導及び教育相談部会の導入により、全ての教員が相談に応じ、情報共有できる体制を構築。さらに教育総合支援センターと連携し課題に対応)。	65	教育総合支援センター	実施	学校においては、教育相談主任を中心とした組織的な教育相談体制の充実を図った。多面的・多角的に子供たちを見取ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールカウンセラースーパーバイザーの他に、スクールソーシャルワーカーを教育総合支援センターから派遣し、各校の教育相談部会に参加することで、学校と教育委員会が連携して悩みを聞き、対応する体制の充実を図った。	一		
インターネットトラブルに巻き込まれがちである若い世代を対象に、被害の未然防止や被害に遭った際の相談先などについて啓発します。	66	産業振興課(消費生活センター)	実施	「若者被害防止キャンペーン」としてポスター・パンフレットを市内各公共施設に設置した。 「広報とりで」や市ホームページに消費トラブル事例や相談窓口を掲載した。 PTA連合会に出前講座を実施した。	一		

○具体的施策:人権相談の実施

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
様々な人権問題について対応するため、人権擁護委員等による無料相談会を実施します。	67	市民協働課 (市民相談)	実施	人権擁護委員による無料相談日を月に2回(第2火曜日:本庁舎、第1金曜日:藤代庁舎)いずれも9時から11時に開催した。	-		

○具体的施策:ハラスメントの防止

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市職員向けにハラスメントの防止等に関する指針を策定するとともに、ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を継続して実施します。	68	人事課	実施	係長職の職員を主な対象者として、民間の事業者から購入した動画教材を用いてハラスメント研修を実施した。	B	○ハラスメント研修 研修参加者:23名(係長職を中心指定)	
事業所に対して、広報紙やホームページ等を活用し、ハラスメント防止に対する情報の提供や、意識の啓発を実施します。	69	市民協働課	実施	市ホームページ「事業者向け」ページに以下の情報を発信した。(前年度から継続) ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください	-		
		産業振興課	実施	パンフレットを庁内に配置し啓発した。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼し啓発した。	-		

## 【主要課題】5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援

### (12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備

#### ○具体的施策:ひとり親家庭に対する支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
ひとり親家庭が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の負担金を一部助成します。	70	国保年金課	実施	社会的、経済的および精神的負担の大きい、ひとり親家庭(母子・父子)の医療に係る医療費の負担軽減を図った。	A	○「医療福祉費助成制度(マル福)」助成対象者数 ・R5:母子家庭:1,218人、父子家庭:105人 ・R6 母子家庭:1,231人、父子家庭:101人	
ひとり親家庭の親が就職に結びつくような技能知識や資格を取得しようとするとときに給付金を支給します(自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進給付金事業)。	71	子育て支援課	実施	ハローワーク龍ヶ崎と連携し、ひとり親向けのチラシを作成し、対象者へ配布、説明を行った。	A	ハローワーク龍ヶ崎からの紹介で、相談件数が増加した。(計4件。うち2件が申請に結びついた。) 自立に向け取り組んでいるひとり親への支援を国・県と連携して行うことができた。	No9
保育所入所審査時に、ひとり親家庭に配慮した調整点数の加算制度を設け、速やかに子育てと就業を両立できるよう支援します。	72	子育て支援課	実施	保育所入所審査時に、ひとり親家庭に配慮した調整点数の加算制度を設け、速やかに子育てと就業を両立できるよう支援します。	A	・受付件数:43件 ・入所者数:29件	
市民団体「母子寡婦福祉会」の活動への協力を通じ、ひとり親家庭同士の仲間づくりや親睦、相互補助を支援します。	73	子育て支援課	実施	親子ふれあい交流会(クリスマス会)や母子家庭等指導講座(料理教室)を実施した。	B	ひとり親世帯の親睦を深めるとともに自立と生活の安定を促す取り組みを実施することができた。	

#### ○具体的施策:生活困窮者に対する支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
「暮らしサポートセンター」にて、経済的困窮者が自立した生活を送るよう相談などを通じて支援します。	74	社会福祉課	実施	取手市社会福祉協議会に委託し、相談窓口「暮らしサポートセンター」を開設、住居確保給付金や、就労準備支援、家計改善支援などにつなぎ、生活困窮者の自立促進を図った。	-		

○具体的施策:子どもを養育する家庭への相談・支援(育児の孤立化防止・養育支援)

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
地域子育て支援センターや保健センターにて、保育士や保健師等の専門的知識を生かし、妊娠・出産・子育て期の育児不安に対し、それぞれの段階に対応した支援や助言、サービスの情報提供に取り組みます。また、親子同士の交流を図ることで、子育て上の孤立化を防止します。	75	子育て支援課	実施	子育て支援センターにて子育てに関する情報の収集と交換を随時行った。	A	○子育てに関する相談(主に育児)相談件数:4,308件	
			実施	育児相談(いちごベビー)や地域子育て支援センターに保健師が出向く出張育児相談で、育児不安の相談に応じ必要に応じてサービスの情報提供を実施した。	B	○育児相談(いちごベビー):6回 ・延べ人員67名 ○出張育児相談:24回 ・延べ人員:223名	
市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。 (再掲⇒主要課題4(10)安心して相談できる体制の充実)	76	子育て支援課	実施	市要保護児童対策地域協議会で扱うすべての児童や妊婦について、個別支援会議を行い、各部署が自身の役割を認識した上で支援に当たることができるようとした。	B	○個別支援会議実施回数:88回	
経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費など学費の一部を援助します(就学援助制度)。	77	学務課、保健給食課	実施	実績(就学援助制度認定者数) 小学校(入学予定者含む)503人 中学校 303人 ※学務課事業	A	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的な援助をすることにより、保護者の負担軽減が図られた。	
ファミリー・サポートセンターの運営を通じ、多様化している子育てのニーズへ対応します。また、センターを利用する住民同士の助け合いにより、育児の孤立化を予防し、安心して子育てできる環境を整えます。 (再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	78	子育て支援課	実施	・ファミリー・サポートセンターで会員の管理(確保・育成・活用)、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズにそったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。地域の住民との関わりを持つことで、育児の孤立化の予防に寄与した。	A	○会員数:410人 ・協力会員:163人 ・利用会員:238人 ・両方会員:9人 ○利用件数:2,194件 ・送迎:1,685件 ・預かり:509件	

### (13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備

#### ○具体的施策:在宅福祉サービスの充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
増加する高齢者のひとり暮らしや高齢者ののみの世帯に向け、配食サービス、愛の定期便、あんしんコール、緊急通報システムなどのサービスを実施します。	79	高齢 福祉課	実施	増加する高齢者のひとり暮らしや高齢者ののみの世帯に向け、配食サービス、愛の定期便、あんしんコール、緊急通報システムなどの高齢者福祉サービスを実施した。	A	○配食サービス ・利用者数:109人 ○愛の定期便 ・利用者数:20人(休止中を含む) ○あんしんコール ・利用者数:8人 ○緊急通報システム ・設置数:484件	

#### ○具体的施策:生きがいづくり・自主活動支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
地域で自主的な介護予防活動を行う団体の立ち上げや運営に要する経費の一部を助成します。	80	健康 づくり 推進課	実施	地域で自主的に活動する介護予防団体に、立ち上げや運営を支援する補助金を交付し、活動を支援した。	A	○補助金交付 ・団体数:7団体(継続)	
60歳以上の方が生きがいづくりなど、豊かな老後を過ごすための様々な課題について、市内4つの公民館にて学習する場を提供します。	81	生涯 学習課	実施	寺原、井野、白山、藤代で高齢者学級を実施した。各館ごとに「心豊かに生きる高齢者を目指す」等の目標を掲げ、健康や日常生活に役立つ生涯学習を行った。	A	○高齢者学級実施回数 ・寺原:12回 ・井野:11回 ・白山:11回 ・藤代:13回	

#### ○具体的施策:住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
住み慣れた地域で安心して生活を送るため、「地域包括支援センターにて」高齢者の生活の相談を受け対応し、不安の軽減につなげます。	82	高齢 福祉課	実施	高齢者、家族、近隣住民、介護・医療関係機関等から相談を受け、高齢者の生活不安軽減に努めた。	A	○地域包括支援センター 総合相談件数:45,184件	No10
物忘れが気になる方、認知症の方、その家族や地域の方などが認知症について理解を深めたり、悩みを打ち明けたりできる交流の場として、認知症カフェ(オレンジカフェ)を開設しています。	83	高齢 福祉課	実施	認知症について知識を深めたり、悩みを打ち明けたり、交流できる場として認知症カフェを開設した。 ①オレンジカフェはあとびあ ②オレンジカフェあけぼの ③スマイルカフェ ④永山おれんじカフェ ⑤戸頭町会おれんじカフェ ⑥おやすみ処おれんじカフェ ⑦オレンジカフェふじしろ ⑧オレンジカフェつなぐ ⑨オンライン・オレンジカフェ	A	○認知症カフェ ・R5:29回 ・R6:40回 ①3回 ②4回 ③5回 ④3回 ⑤3回 ⑥3回 ⑦3回 ⑧4回 ⑨12回	
認知症を正しく理解して認知症の高齢者を支援する「認知症センター」養成講座を実施しています。	84	高齢 福祉課	実施	認知症のことを正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する「認知症センター」の養成に努めた。	A	○認知症センター 養成者数:645人	

## (14)障害のある人々の自立した生活に対する支援

### ○具体的施策:就労支援の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
特定相談支援事業所により、個々の相談者に合った就労につなげられるよう、相談業務の充実を図ります。	85	障害福祉課	実施	働く意思がありながらも一般就労が困難な障害者に対し、障害福祉サービス(就労移行支援事業所等)の利用へつなげる支援を行い、障害者の就労の促進を行った。	B	○実利用者数 ・計画相談支援:966名 ・就労系サービス:646名	No11 (一部)

### ○具体的施策:ボランティア活動の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
ボランティア支援センター(社会福祉協議会が運営)にて、手話通訳などの障害者支援ボランティアや障害者の社会参加支援を行うボランティア団体の活動を支援します。	86	障害福祉課	実施	社会福祉協議会が運営するボランティア支援センターに「社会参加促進事業費補助金」を交付することにより、手話通訳、要約筆記者の養成、傾聴ボランティア、点字、声の広報誌等の事業を通して、ボランティアサークルへの加入につながるように努めた。	B	○社会参加促進事業補助金:459,388円	/

### ○具体的施策:生活支援の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて様々な支援、介護、及び訓練等の自立支援サービスの相談や給付事業並びに、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施します。	87	障害福祉課	実施	地域生活支援事業において、障害者の社会参加の促進につながる事業の紹介や利用の促進など、障害者の社会参加支援に努めた。また、令和6年度年4月より、基幹相談支援センターを設置し、障害者の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施した。	B	○基幹相談支援センター(延べ相談件数) ・障害者:504件 ・障害児:44件	/
民間事業者や自治会などの地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮(点字メニュー作成費、筆談ボード購入費、段差解消工事費など)を提供するために係る費用を助成します。	88	障害福祉課	実施	障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、民間事業所等に対して、点字メニュー作成費や筆談ボード購入費、段差解消工事費など、合理的配慮を提供するための費用助成について周知を行った。	B	○合理的配慮の提供支援事業 ・工事施工費2件:60,000円 ・物品購入費3件:100,000円	/
障害や疾病等により、周囲の人に困っていることや、手助けがほしいことを上手く伝えることができない方に、「ヘルプマーク」や、「緊急連絡先や支援してほしい内容を記載した「ヘルプカード」を配布することで、緊急時や災害時だけでなく日常生活においても支援を受けやすい地域体制を整えます。	89	障害福祉課	実施	「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布するほか、「あいサポート研修」等をはじめ、障害理解の促進を図った。また、地域における障害者等への支援体制を整えるため、関係機関と情報共有・連携を図った。	B	○ヘルプマーク ・配布数:293枚 ○あいサポート研修 ・開催数:4回 ・受講者数:46名	/

## (15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備

### ○具体的施策:情報提供の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
ホームページに「やさしいにほんご」表記にて行政情報や相談事業、防災情報を掲載します。また多言語情報や県国際交流協会の様々な支援情報についても掲載し、日本語が得意でない外国人向けに情報提供を図ります。	90	秘書課、各課	実施した	【秘書課】窓口では茨城県国際交流協会が所管する外国人相談センターの案内の配布を行い、また、取手市国際交流協会の協力により、ゴミの分別に関するチラシの翻訳を行うなど、外国人住民がより容易に情報へアクセスできるよう努めた。	A	○市ホームページ(やさしいにほんご他):14件(うちR6更新:2件) ○「ごみの分別」チラシ翻訳:3件(3か国語)	

### ○具体的施策:相談・支援事業の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
外国人であること、特に女性であることで困難な状況に置かれた人たちの人権に配慮した相談体制を各相談窓口所管課と連携し充実させ、地域社会の中で安心して暮らせるよう支援を行います。	91	市民協働課、各相談窓口所管課	実施	【市民協働課(市民相談係)】女性から同居のパートナーからのDV相談1件。相談があった場合には、関連部署と連携を取りながら、問題解決に取り組むことができた。	-		
市国際交流協会と連携し、日本語教室や「外国人のための相談会」を開催し、外国人の不安解消の手助けをします。	92	秘書課	実施	取手市国際交流協会の協力により、主に大人を対象とした「日本語教室」と児童・生徒を対象とした「子ども日本語教室」を設け、日本語学習を行った。また、行政書士に困りごとの相談ができる「外国人のための無料相談会」を実施した。	A	○学習者数 ・R5: 1,410名 ・R6: 1,421名 ○無料相談会:3回	

## (16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり

### ○具体的施策:性の多様性に関する理解の促進と支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市で使用する申請書類やアンケート用紙における性別記載欄の配慮を行います。	93	市民協働課各課	実施	性的少数者への支援として、市で使用している様式について性別欄が削除できないかを令和元年度に全庁で確認し、不要な性別欄は削除済みである。	A	令和元年度に事業が完了している。	
性的少数者への理解促進のための職員研修を実施し、市職員として性の多様性を正しく理解するよう努めます。	94	人事課	実施	動画教材を用いたハラスメント研修の中でLGBTに対するハラスメント事例を周知し、職員の理解度を深めた。	B	研修参加者:23名(係長職を中心指定)	
性的少数者向けに茨城県が実施している「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や相談事業についてホームページで情報提供します。	95	市民協働課	実施	市に専門の相談窓口はないため、市ホームページにて「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や既存の相談窓口を紹介している。	-		
学校生活において、性の多様性に悩む児童・生徒の相談に対応するため、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラーを交えた個別会議等の支援体制を整えます。	96	指導課	実施	各学校において、性の多様性に悩む児童生徒に個別に対応するなど、相談体制を強化した。また、教育相談部会や個別のケース会議等において、特別な教育的ニーズに可能な限り対応し、当該児童生徒を支援した。	-		

### ○具体的施策:多様な生き方を認める意識の形成

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市男女共同参画紙「風」にて、職場や家庭、地域での多様な生き方について情報を発信します。	97	市民協働課	実施	市男女共同参画情報紙「風」第53号(令和7年2月1日発行)において、「ライフプラン」をテーマに特集し、多様な生き方・暮らし方について広く市民に情報発信した。	A	平成7年度の創刊から長年にわたり世相を反映した内容を発行しつづけている。	
市人権擁護委員が小学校や地域に対して、DVDや紙芝居を使った「人権教室」を実施し、人権や多様な生き方への理解について子どもたちに啓発します。	98	市民協働課(市民相談)	実施	市内小学校の放課後子どもクラブを対象に夏休みに「人権教室」を実施した。	-	・実施:4校 ・参加:177名 (取手小:55 白山小:64 久賀小:25 桜が丘小:33)	No21
無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)について、認知と理解を広げるため、市職員向けに内閣府作成のフリーイラスト(日常生活の場面や職業などについて男女それぞれを描いたイラスト素材)の使用を促進します。	99	市民協働課	実施	性別による役割分担意識や無意識の思い込みの解消の一助とするため、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した内閣府作成のフリーイラスト素材を庁内グループウェアを通じ職員に周知した。	-		

## 【主要課題】6 生涯にわたる健康の支援

### (17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援

#### ○具体的施策:特定健診・各種がん検診の受診促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
生活習慣病の予防や疾病・各種がんの早期発見・早期治療を目的に検診の実施と普及啓発を行い、特定健診やがん検診を受けやすい環境づくりに努めます。	100	国保年金課	実施	電話受付のみならず、事前に予約受付を行い、webでも予約ができるようにしたため、予約も円滑に実施できた。土日祝日にも実施することで受診しやすい環境を整備した。健診未受診者を対象とした通知及び専門職が行う電話による受診勧奨を実施した。	A	特定検診受診率 ・R5:39.9% ・R6:40.9%	No12 ~16
		保健センター	実施	民間企業と委託・連携し受診再勧奨の強化に加え、集団健診のWEB予約制を導入した。また、託児環境の整備、土日検診日程を追加し受診環境の整備に努めている。(特定健診等の集団健診では、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診も同時に予約が取れるように実施した。胃がん、大腸がん検診は、先行予約を実施した。子宮頸がん・乳がん・レディースプラス健診のWEB予約制を導入した。20~30歳代の女性にはレディースプラス健診の個別通知を行い、医療機関健診、集団健診を実施した。集団健診では土日・夜間日程、託児付きの検診日を設定した。)	B	(受診率は別紙 数値目標参照)	

#### ○具体的施策:ライフステージに応じた健康づくりの推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
思春期の方向けのレッツトライ高校生講座、性成熟期の方向けのレディースデイ健診など、ライフステージに応じた健康づくりの普及・啓発及び情報提供、健康相談を充実させます。	101	保健センター	実施	思春期に向けてはレッツトライ高校生講座を実施し、成熟期に向けてはレディースプラス健診を実施した。また、乳がん・子宮がんの集団健診の際、体験型の実習や啓発DVDを用い健康教育を行い、がん検診継続の重要性について啓発することができた。	B	○レディースプラス健診 受診者数 ・R5:373名 ・R6:424名	
介護予防拠点施設の運営や、地域で行う介護予防活動の支援により、高齢者の健康づくりを推進します。	102	健康づくり推進課	実施	地域の高齢者が施設を利用し、交流を図ることで閉じこもり予防や生きがいづくりにつながり、高齢者の健康の維持増進を推進することができた。	A	○介護予防拠点 ・施設数:4 ・利用者 数:14,808人	

#### ○具体的施策:こころと体の健康づくりの推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
身近な人の自殺のサインに気が付き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を持つ「ゲートキーパー※1」の養成研修を実施します。 ※1 ゲートキーパーとは…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	103	保健センター	実施	庁内関係課と社会福祉協議会で実施する「自殺予防対策会議」を開催し、人材育成事業として研修会を開催(3回)。PTA子育てネットワーク、管理職(課長補佐以上)、新規採用職員向けにゲートキーパー養成講座を開催した。	B	○市民向けの養成講座参加者数 ・R5:45名 ・R6:52名 ○職員向けの養成講座参加者数 ・R5:30名 ・R6:56名 市民・管理職員向けの養成講座では外部講師を招き、対人関係の構築に必要なスキル習得の機会を提供できている。	
こころの健康づくりに関する情報の提供や啓発を行うとともに、精神科医による「こころの健康相談」を実施します。	104	保健センター	実施	精神科医によるこころの健康相談を実施(年8回)。精神保健福祉士や保健師の来庁相談(50件)や訪問(25件)、電話相談(243件)を行った。	B	○こころの健康相談 ・R5:24件 ・R6:15件 ○専門職の訪問件数 ・R5:21件 ・R6:25件	
誰もが気軽に取り組めるウォーキング等の健康づくりに関する情報提供や、健康づくり・幸せづくりの拠点施設である取手ウェルネスプラザの運営を通じ、市民が健康で幸せな生活ができるよう支援します。	105	健康づくり推進課	実施	利用者の安全面に配慮しつつブラッシュアップを図り自主事業等を実施し、中心市街地の活性化を図った。	B	○取手ウェルネスプラザ 利用者 数:207,703人	

## (18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進

### ○具体的施策:母子保健の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
妊娠期、出産期において母子の健康を支援するため、保健師による月齢に応じた育児相談や、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」、産後ケア事業の実施など、安心して出産・育児に臨むことができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	106	保健センター	実施	妊娠届け時の面談による伴走型支援、ウェルカムベビークラス・マタニティクラスや赤ちゃん訪問、産後ケア、BP1プログラム等を実施し、安心して、妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行った。	B	○産後ケア事業 ・利用実人数:83名(第一子62名・第二子以降21名) ・利用延べ回数:217回 ○赤ちゃん訪問 ・実施世帯数:436世帯	
出産後、父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施するなど、妊婦とそのパートナーに向けた支援を実施します。 (再掲→主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	107	保健センター	実施	ウェルカムベビークラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。	B	○ウェルカムベビークラス ・年5日間(土曜日開催) ・参加人数:219名(男性:110名・女性:109名) ○赤ちゃん訪問数:465名	No17

### ○具体的施策:思春期からの正しい知識の普及、望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教室の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
望まない妊娠についてや、出産に向けた体づくり、ライフプランを考える「レッツトライ高校生講座」を高校生向けに実施します。	108	保健センター	実施	市内高校在学生を対象に、望ましい妊娠や出産に向けた体づくりやライフプランを考えるレッツトライ高校生講座を実施した。	B	○産婦人科医による講義 ・学校数:2校 ・参加人数:349名 ○大学准教授による講義 ・学校数:4校 ・参加人数:1380名	

### ○具体的施策:不妊に悩む男女への支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
妊娠を望んでいる男女の経済的な負担の軽減を図り、適切な医療を受けることができるよう、不妊治療費の一部助成を行います。	109	保健センター	未実施	令和4年4月から不妊治療が医療保険の適用となり、茨城県の助成事業についても令和5年度に終了となったため、市の助成事業も令和5年度で終了。	-		

## 【主要課題】7 男女共同参画の視点に立った防災対策

### (19) 災害対策への男女共同参画の視点強化

#### ○具体的施策:男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
内閣府男女共同参画局が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づき、防災所管課と男女共同参画所管課が連携し、避難所運営や地域防災訓練の実施に関して、女性や要配慮者に配慮した取り組みを進めます。	110	市民協働課	実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。 併せて、市ホームページの「電子回覧板」において広く市民へ周知を行った。 [事業No.14、44、112、115]にも掲載	一		
		安全安心対策課	実施	避難所運営に伴う物品(備蓄品)について、女性職員にアドバイスを受けながら種類および個数を検討し、購入を行った。	B	○妊娠用品 ・R5:0セット ・R6:10セット ○生理用品 ・R5:0枚 ・R6:860枚	
全国の男女共同参画センターや男女共同参画所管課で構築された「相互支援ネットワーク」に加入し、平常時は情報交換や収集を行い、災害時には男女共同参画の視点で必要な物資、人、情報等が提供・支援される体制を形成します。	111	市民協働課	実施	7月26日に開催された「相互支援ネットワーク」の運用訓練に参加し、防災・減災に関する啓発ツール紹介として、全国の男女共同参画部局に対し、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」のデータを情報共有した。	一		

#### ○具体的施策:地域・家庭における男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市政協力員等を通じて、地域コミュニティのリーダーに対して、「共助」の観点から、男女共同参画の視点に立った地域防災活動の重要性を啓発します。また、市民に対しては、「自助」の観点から、地域における防災活動への参加や日頃から家庭で行える災害への備えについて、男女共同参画の視点からホームページや広報を通じて啓発します。	112	市民協働課	実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。 併せて、市ホームページの「電子回覧板」において広く市民へ周知を行った。 [事業No.14、44、110、115]にも掲載	一		
女性消防団員による地域子育て支援センターなどでの児童防災教育パネルシアターや救命講習指導を実施します。また、100円均一ショップで備えられる防災・避難グッズを各種イベントで展示するなど、女性ならではの視点を活かした新たな防災啓発活動を推進します。	113	消防本部総務課	実施	女性消防団員による救命講習指導にあっては、定期開催及び防災訓練の出動要請が多数あり、一般市民から高い評価を受けています。100円均一ショップで備えられる防災・避難グッズを消防フェスタで展示することで、女性ならではの防災啓発活動を実施した。さらに、総務省消防庁、日本消防協会などが主催する全国女性消防団員活性化とちぎ大会に出席し、全国各地の女性消防団員による活動事例を学び、ノウハウを培うことができた。	A	○定期開催及び防災訓練 救命講習指導員要請回数 ・R5:13回 ・R6:16回	

## (20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大

### ○具体的施策:施策・方針決定過程からの女性参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
災害対応において男女双方の視点を十分に反映するため、男性の防災会議委員に対し、事前配布の会議議題資料等について、所属する各組織の女性の意見を吸い上げた上で防災会議に参加するよう働きかけます。	114	安全安心対策課	実施	令和6年度における防災会議については、書面にて実施し、関係機関に議事の承認、非承認にあわせて、各機関からのご意見を反映できるよう意見書の聴取を行った。	－		

### ○具体的施策:女性の地域防災活動への参画推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
地域防災活動を支える町内会や自主防災組織に対し、避難訓練等を通じて男女共同参画視点に立った防災活動の重要性を啓発し、地域防災活動への女性の参画を促し、将来的に女性防災リーダーとして活躍できるようつなげます。	115	市民協働課	実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。 併せて、市ホームページの「電子回覧板」において広く市民へ周知を行った。 [事業No.14、44、110、112]にも掲載	－		
		安全安心対策課	実施	防災訓練(水害時避難訓練)では、女性を含む自主防災組織にご参加いただき、訓練を通じて防災活動の啓発を図った。また、防災に関する出前講座では女性団体(女性学級)に対しても実施しており、防災における男女共同参画について周知を行っている。	－		
地域の防災リーダーとして活動し、市の防災事業に貢献する防災士を育成するため、資格取得講座の受講料等の一部助成を行う「防災士育成事業補助金」の交付を通じ、性別を問わず多くの市民が防災士の資格を取得することを促進します。	116	安全安心対策課	実施	1名の女性に対し防災士資格取得に伴う補助金交付実績があるほか、防災士資格の取得にかかるいばらき防災大学の募集案内について、各自主防災会長へ通知する際に女性の方の積極的な受講を促進した。	B	○女性防災士資格取得者 ・R5:0人 ・R6:1人	No18

## ■基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

### 【主要課題】8 男女共同参画の視点に立った意識改革

#### (21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

##### ○具体的施策:情報発信と啓発活動の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
あらゆる人に男女共同参画に関する理解が浸透するよう、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を推進します。また、市の男女共同参画ホームページを充実させます。	117	市民協働課	実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。 また、市ホームページに「男性のための男女共同参画」情報を掲載するなど、情報の充実に努めた。	-		
男女共同参画紙「風」を、引き続き市民編集員と共に作成し、市民目線での市内の男女共同参画に関する情報や多様な生き方・考え方について発信していきます。	118	市民協働課	実施	市男女共同参画情報紙「風」第53号(令和7年2月1日発行)において、「ライフプラン」をテーマに特集し、多様な生き方・暮らし方について広く市民に情報発信した。	A	平成7年度の創刊から長年にわたり世相を反映した内容を発行しつづけている。	
市政全般について、男女共同参画の視点から点検し、推進していく必要があることから、市職員に対して男女共同参画に関する研修や情報提供を実施します。	119	市民協働課	実施	庁内グループウェアを通じ、職員向けに「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」についての情報を発信した。 また、新規採用職員研修(人事課主催)において、「男女共同参画社会」をテーマに講義を行った。	A	新規採用職員に対しては、市の姿勢や取り組みのほか、育児休暇を取得した先輩職員の声を紹介するなど、効果的に発信することができた。	
性別による固定的役割分担や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消について、市職員、市民、事業所に対し、広報やホームページを通じて啓発します。	120	市民協働課	実施	「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」についての情報を庁内グループウェアを通じ職員に向けて発信した。 また、性別による役割分担意識や無意識の思い込みの解消の一助とするため、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した内閣府作成のフリーイラスト素材を庁内グループウェアを通じ職員に周知した。	-		No19
市の男女共同参画計画や男女共同参画推進条例について、市民の理解や関心を深めるため、積極的な啓発を行います。	121	市民協働課	実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。 また、市民有志による実行委員会が主催する男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」の来場者へ配布し啓発に努めた。	-		No20

##### ○具体的施策:市民向け講座や講演会等の開催

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市民の男女共同参画に関する関心を高めるため、11月の茨城県男女共同参画推進月間に市民有志で構成される実行委員会による「女と男ともに輝くとりでの集い」を実施します。	122	市民協働課	実施	11月10日(日)に開催。「つながる力・ともに未来へ」をテーマに、「取手で輝く人」のご紹介や、地元の私立高等学校吹奏楽部による演奏などを行った。 マルシェを初開催した効果もあり、小さなお子さんから高齢の方まで多くの人が来場、参加された。	A	○来場者数 ・R5:150人 ・R6:400人	
男女共同参画を推進し、講座等の活動をしている市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	123	市民協働課	実施	市民有志により組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施した。	A	複数の女性団体の代表者等が一同に介する場であり、イベントを通じネットワークづくりを推進することができた。	
男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施します。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	124	市民協働課	実施	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマに令和5年度に制作した市長による料理動画について、更なる周知のため、市役所本庁舎1階ロビー及び取手ウェルネスプラザ1階ロビーの電子看板(デジタルサイネージ)での配信を開始した。 また、12月14日に開催された本市とこども家庭庁による共催イベント「こどもまんなかアクションリレーシンポジウムinとりで」において当該動画を上映するなど、情報発信に努めた。 [事業No.39、43、49、138]にも掲載	-		

## (22)人権尊重意識の啓発

### ○具体的施策:人権意識を高めるための啓発事業の実施

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市広報紙やホームページ等を活用し、市民に人権意識を高めるための情報を発信し、人権週間期間には、人権擁護委員と共に街頭啓発や公共施設にチラシを設置し、意識高揚を図り、人権尊重の理念に対する理解を深めます。	125	市民協働課 (市民相談)	実施	6月の人権委員の日に合わせ啓発活動、活動の内容は市ホームページや「広報とりで」に掲載を行った。また、12月の人権週間に市内街頭活動にてチラシ配布を行う等の啓発活動を実施した。人権相談のポスターを掲示することで相談事業の周知を行った。	-		
人権擁護委員による学校や地域に対する啓発活動(人権教室、人権の花運動等)を引き続き実施し、特に子どもたちに対し、他人への思いやりやいたわりの大切さ等を伝えています。	126	市民協働課 (市民相談)	実施	夏休み子どもクラブを対象に「人権教室」を実施した。また、人権の花運動については、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」「相手への思いやり」の心を育む活動を行った。	-	・実施:4校 ・参加:177名 (取手小:55 白山小:64 久賀小:25 桜が丘小:33)	No21

### ○具体的施策:相談体制の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
市民から寄せられる相談は、年々増加とともにその内容も複雑多様化していることから、人権相談をはじめとする各種相談について、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、より迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努めます。	127	市民協働課 (市民相談)	実施	各種相談業務の開設を行うとともに、平日来庁が困難な市民に対し、休日合同相談会を年2回設けた。また、相談者の悩みや心配事を傾聴し、助言や国や県等の関係機関と連携を図り、問題解決に取り組んだ。	-		
教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の観点に配慮しながら整備充実を図ります。	128	教育総合支援センター	実施	養護教諭、スクールカウンセラー、学年職員を中心としたケース会議や教育相談部会において、多様性や人権を配慮しながら会議の運営実施を図った。	-		

## (23)国際社会の取り組みへの理解と協力

### ○具体的施策:国際交流の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
国際交流活動への参加を促進するとともに、市民の海外派遣等を通じ、グローバル時代に対応できる多様な価値観の養成や多文化共生意識の醸成を図ります。	129	秘書課	実施	取手市国際交流協会の協力により、市内6つの放課後子どもクラブに英語母語話者・講師を派遣し、児童132名参加のもとで、英語を学ぶ語学体験学習の講座と、ペルーと中国の文化を学ぶ異文化理解講座（令和6年度～）を実施した。講座では、クイズやゲームを通じて、挨拶や英単語とその発音、そして文化の学習を行い、児童たちが講師と一緒に遊びながら英語に親しんだ。	A	○語学体験学習者数 ・R5:60名 ・R6:46名 ○異文化理解講座 ・R6:86名	
国際交流や国際協力を目的とした活動をする市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	130	市民協働課	実施	国際交流の分野で活動している団体に市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」において活動情報を発信してもらい国際交流への活動につながるように支援した。また、ボランティアの担い手とボランティア参加希望者を結びつけるイベント「ボランティア体験・マッチングプログラム2024」を社会福祉協議会と共催。国際交流団体も参加し新たな担い手の育成を支援した。さらに、11月に開催した「サイクルアートフェスティバル2024」において、「多文化共生PRブース」を出し、市国際交流協会の取り組みを紹介した。	－		
		秘書課	実施した	取手市国際交流協会に対し、茨城県や県国際交流協会主催の会議や勉強会の案内を行い、参加を促した。また、地域での日本語教育人材の養成に向けた研修等についても情報共有を行い、人材の育成による体制強化を推進した。	－		

### ○具体的施策:男女共同参画に関する国際理解の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
男女共同参画を推進する条約や国際会議での成果、男女共同参画の先進国における事例などをホームページ等を通じ広く市民に提供し、関係機関と連携しながら意識啓発を図ります。	131	市民協働課	実施	市ホームページに「【ジェンダー・ギャップ指数】国際的な指標で見る日本の男女共同参画」と題したページを掲載、最新のジェンダー・ギャップ指数や市の取組などについて周知した。	－		

## 【主要課題】9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### (24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

#### ○具体的施策:教育の場における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
人権の尊重、男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書等の教材においても適切な配慮がなされるように留意します。	132	指導課	実施	学校教育全体を通して、人権意識を高める指導を行った。保健の学習では、男女の区別なく一緒に、体の機能について学習した。また、特別な教科 道徳では、親切、思いやり、友情、信頼、相互理解の授業を行い、人権意識の向上を図った。	一		
中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。	133	指導課	実施	現在の中学校の生徒は、固定的な性別役割分担意識はほとんど感じておらず、生徒一人一人がキャリア教育での学びを生かしながら主体的に進路選択した。	一		
乳幼児の保育や幼児教育において、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、男女共同参画の視点に配慮した保育及び教育を実施します。	134	子育て支援課	実施	保育・教育現場において、保育士や保育従事者等は性別により言葉かけや対応を変えることなく、1人1人の個性を大切にした預かりを心がけている。	一		
		学務課	実施	教育現場において、幼稚園教諭は性別により言葉かけや対応を変えることなく、1人1人の個性を大切にした教育を心がけている。	一		
公立学校において、人権尊重に基づいた男女平等教育を実践するため、男女混合名簿の使用や児童・生徒の呼び方を「〇〇さん」と統一することを継続実施します。	135	指導課	実施	全ての公立学校において、男女混合の名簿を使用している。また、教職員が児童・生徒の名前を呼ぶ場面では、男女を問わず「さん」と呼ぶなど、教職員の意識を高めることで、人権尊重に基づく男女平等教育やSDGsの視点を踏まえた教育を推進した。	A		

#### ○具体的施策:教職員に対する男女共同参画に関する意識啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
県教育委員会等が主催する人権教育や性教育、男女共同参画の視点を養うための研修等への教職員の積極的な参加を促進します。	136	指導課	実施	各学校に対し、人権教育全体計画、人権教育推進計画の策定を行うように働きかけた。市教育研究会人権教育研究部と連携し、人権意識の向上を図る中で、性的マイナリティに関する内容を取り入れ、多くの教職員への参加を促した。	A		
教職員を始め、保護者、児童・生徒に向け、11月の茨城県男女共同参画推進月間に実施する男女共同参画啓発事業の資料等、男女共同参画に関する啓発物の配布や周知をし、男女共同参画に関する意識を高めます。	137	市民協働課	実施	市民有志により組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施した。周知方法について、市教育員会が市立小中学生の子をもつ保護者向けに配信するスマートフォンアプリなどを通じて効果的に発信した。	一		No24

#### ○具体的施策:家庭・地域社会における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施する際に、子どももいっしょに参加できる講座を企画したり、講座で学んだことを家庭で実践することを促す等の取り組みをします。(再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進、主要課題8(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進)	138	市民協働課	実施	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマに令和5年度に制作した市長による料理動画について、更なる周知のため、市役所本庁舎1階ロビー及び取手ウェルネスプラザ1階ロビーの電子看板(デジタルサイネージ)での配信を開始した。また、12月14日に開催された本市とこども家庭庁による共催イベント「こどもまんなかアクションリレーシンポジウムinとりで」において当該動画を上映するなど、情報発信に努めた。[事業No.39、43、49、124]にも掲載	一		
地域団体等へ市男女共同参画紙「風」を配布するなど、地域活動の場における男女共同参画の醸成に取り組みます。(再掲⇒主要課題3(7)地域社会における男女共同参画の推進)	139	市民協働課	実施	市男女共同参画情報紙「風」53号(令和7年2月1日発行)において、「ライフプラン」を特集した。また、「広報とりで」への折込みを行い、広く市民に情報発信した。	一		

#### ○具体的施策:情報を活用できる能力の向上促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
児童・生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力を向上させるための支援、啓発を引き続き実施します。	140	指導課	実施	文部科学省で推奨するデジタル・シティズンシップ教育を専門家を活用した授業などを行い、メディアから正しい情報を取捨選択し、正しく活用する能力の育成に努めた。また、生成AIの活用について通知を発行するなど、児童・生徒及び保護者の理解促進に努めた。	一		

## (25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

### ○具体的施策:多様な選択を可能にするための教育現場における支援の実施

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
家庭の経済状況等によって進学機会や学習・意欲の差が生じないような相談体制の整備や取り組みを推進します。	141	指導課	実施	教育相談部会システムを推進することで、学校における教育相談体制を強化し、児童・生徒の不安や困り感に寄り添う支援を実践できた。さらに、進路指導に関しては、個別面談を充実させ、チームで支援できる体制を構築して対応した。	-		
教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。(再掲⇒主要課題8(22)人権尊重意識の啓発)	142	教育総合支援センター	実施	養護教諭、スクールカウンセラー、学年職員を中心としたケース会議や教育相談部会において、多様性や人権を配慮しながら会議の運営実施を図った。	-	No22	

### ○具体的施策:子どもたちの自立に向けた力の育成支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
体験学習や就業体験などの体験的な学習の機会を子ども達へ提供し、性別等にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図ります。	143	指導課	実施	学校や地域における体験学習を充実させ、児童生徒一人一人の関心やニーズに基づく学びを提供することができた。また、キャリアパスポートなどを活用して、児童生徒一人一人が自己の学びや能力を振り返り、職業観の醸成やキャリア形成につなげることができた。	-		No23
ヤングケアラー※1について、教育機会の確保が得られるよう、ヤングケアラーに関わる可能性がある教育機関等が支援します。また教育機関等が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、心身の健やかな成長及びその自立に向け、連携して支援できる体制を構築します。※1 ヤングケアラーとは…本来大人担うと想定されている家族の介護やケア、家事など身の回りの世話を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。	144	指導課	実施	教育相談システムを推進することで、学校における教育相談体制を強化し、児童生徒の困り感に寄り添った支援を行うことができた。また、チーム指導や全員担任制、教育相談部会システム等を生かして、児童・生徒の小さな変化に気付いてチームで支援ができるようにした。	-		

### ○具体的施策:生涯学習分野における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	数値目標
家庭生活等、男女共同参画に関する学習を提供できる人材も登録しているリーダーバンク制度を継続実施し、市民の男女共同参画に関する学習活動を支援します。また、男女共同参画所管課では、男女共同参画業務に携わった人材や団体がリーダーバンク制度に登録するように促します。	145	生涯学習課	実施	リーダーバンク制度に約60名が登録し、約7割が女性登録者である。	B	○出前講座(リーダーバンク編) ・派遣回数:7回 ・参加者数:96人	
		市民協働課	実施	市ホームページにおいて、新規ページ「『多様性』をテーマにリーダーバンクに登録しませんか?」を作成した。この中で、男女共同参画等をテーマに生涯学習課所管「とりで学遊プラザ」リーダーバンクに登録し、出前講座の講師となつていただける個人・団体を募集している旨の案内を行った。	-		
女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、また、社会背景に沿った幅広い知識・教養を身に付けられるよう、公民館において女性学級を実施します。	146	生涯学習課	実施	小文間、永山、中央タウン、寺原、井野、戸頭、白山、八重洲で女性学級を実施した。豊かな人間性を培うと共に、社会背景に沿った幅広い教養を身につけた。	A	○女性学級実施回数 ・小文間:12回 ・永山:10回 ・中央タウン:11回 ・寺原:10回 ・井野:11回 ・戸頭:11回 ・白山:11回 ・八重洲:11回	

## 第3部 数値目標の達成状況

## 数値目標の達成状況

### 基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

#### ●主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No1 市の各種審議会等における女性委員の割合	29.5%	32.9%	28.8%	28.3%			35.0%以上	80.9%	市民協働課 【事業番号1】
No2 市の管理職のうち、女性職員の割合	13.4%	14.0%	8.3%	10.7%			25.0% ※特定事業主行動計画R7目標値より	42.8%	人事課 (特定事業主行動計画) 【事業番号3】

#### ●主要課題2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No3 ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度	43.8%						50%以上		市民協働課 【事業番号18】
No4 市職員の年次有給休暇平均取得日数	13.0日	13.6日	14.2日	14.3日			14.0日 ※特定事業主行動計画R7目標値より	102.1%	人事課 (特定事業主行動計画) 【事業番号-】

#### ●主要課題3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No5 家庭における男女の平等感 ①「平等と思う」割合 ②「平等と思う」割合の男女差	①26.3% ②11.4ポイント女性が少ない						①36%以上 ②8ポイント差以内		市民協働課 (意識調査) 【事業番号39】
No6 男性の家事に費やす平均時間(1日あたり)	平日 42.4分 休日 67.6分						平日60分 休日90分		市民協働課 (意識調査) 【事業番号49】

## 基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

### ●主要課題4 あらゆる暴力を許さない社会づくり

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No7 相談従事者のDVに関する研修参加回数	年0回	年1回	年1回	年1回			年1回	100.0%	子育て支援課 【事業番号59】
No8 受けたDVについて「どこに相談してよいのかわからなかつた」と答える人の割合	11.9%						10%未満		市民協働課 (意識調査) 【事業番号54】

### ●主要課題5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No9 高等職業訓練促進給付金等事業受給者数	5人/年	3人/年	6人/年	9人/年			9人/年	88.9%	子育て支援課 【事業番号71】
No10 地域包括支援センター総合相談件数(延件数※)	26,993件/年	44,357件/年	43,469件/年	45,184件/年			36,000件/年	125.5%	高齢福祉課 【事業番号82】
No11 障害者の就労支援・通所支援対応者数	649人	801人	832人	906人			914人	99.1%	障害福祉課 【事業番号85 (就労支援のみ)】

※同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

### ●主要課題6 生涯にわたる健康の支援

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No12 子宮がん検診受診率	7.4%	12.5%	8.4%	9.2%			9.5%	96.8%	保健センター 【事業番号100】
No13 乳がん検診受診率	9.1%	37.3%	25.4%	22.3%			13.6%	164.0%	保健センター 【事業番号100】
No14 前立腺がん健診受診率	14.0%	17.0%	17.3%	10.0%			18.0%	55.6%	保健センター 【事業番号100】
No15 肺がん検診受診率	17.8%	22.3%	12.8%	13.7%			29.3%	46.8%	保健センター 【事業番号100】
No16 大腸がん検診受診率	7.9%	11.6%	11.6%	8.6%			10.0%	86.0%	保健センター 【事業番号100】
No17 プレママ・プレパパ教室参加者数(延人数※)	214人	399人	390人	407人			230人	177.0%	保健センター 【事業番号42、 48、50、107】

※同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

### ●主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災対策

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No18 女性の防災士資格取得人数	累計4人	2人 (累計6人)	0人 (累計6人)	1人 (累計7人)			累計10人	70.0%	安全安心対策課(市防災士育成事業補助金交付者より算出) 【事業番号116】

### 基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### ●主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No19 「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と思う人の割合について、50歳代以上の割合	50歳代以上 ・「そう思う」平均2.4% ・「どちらかといえばそう思う」平均15.4%						R2比較で減少		市民協働課 (意識調査) 【事業番号120】
No20 市の男女共同参画事業の認知度	①取手市男女共同参画計画:9.8% ②取手市男女共同参画推進条例:6.9% ③取手市男女共同参画紙「風」:7.1%						①15.0% ②12.0% ③12.0%		市民協働課 (意識調査) 【事業番号121】
No21 人権教室への参加者数	686名※ ※R2はコロナ禍の影響で中止したため、R元の実績	0名	149名	177名			720名	24.6%	市民協働課 【事業番号98、126】

#### ●主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

項目	R2現況値	R4	R5	R6	R7	R8	R8目標値	達成率	担当課
No22 教育相談部会を定期的に実施する公立学校数	①小学校14校 ②中学校6校	①14校 ②6校	①14校 ②6校	①14校 ②6校			①14校 ②6校	100.0%	教育総合支援センター 【事業番号142】
No23 職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数	①小学校9校 ②中学校6校 ※R元現況値	①3校 ②5校	①4校 ②6校	①8校 ②6校			①14校 ②6校	70.0%	指導課 【事業番号143】
No24 学校における男女の平等感「平等と思う」割合	61.3%						70%以上		市民協働課 (意識調査) 【事業番号137】

# 資料

取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋)

- ・男女の地位に対する意識
- ・家事に費やしている時間
- ・育児に費やしている時間
- ・介護・看護に費やしている時間
- ・男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度

取手市男女共同参画推進条例

取手市男女共同参画推進条例施行規則

取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図

# 取手市

男女共同参画に関する市民意識調査

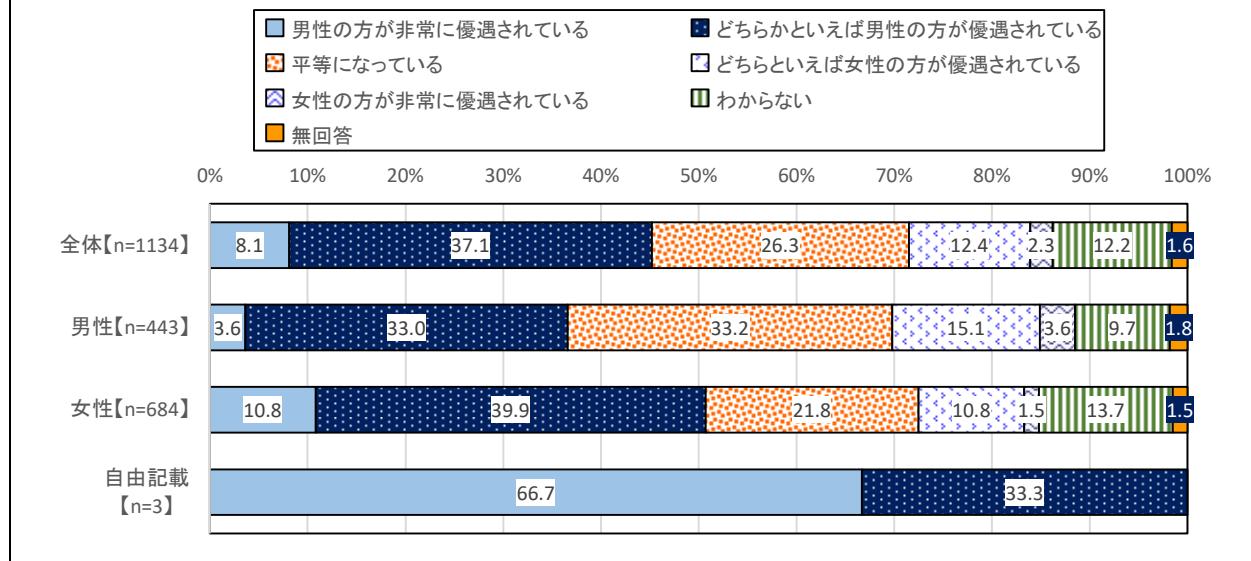
【令和2年10月実施】

調査結果報告書(抜粋)

## (2) 男女の地位に対する意識

問10 次にあげる分野において、男女の地位はどのようにになっていると思いますか。 (①～④についてそれぞれ該当する「1～6」に○を1つ)

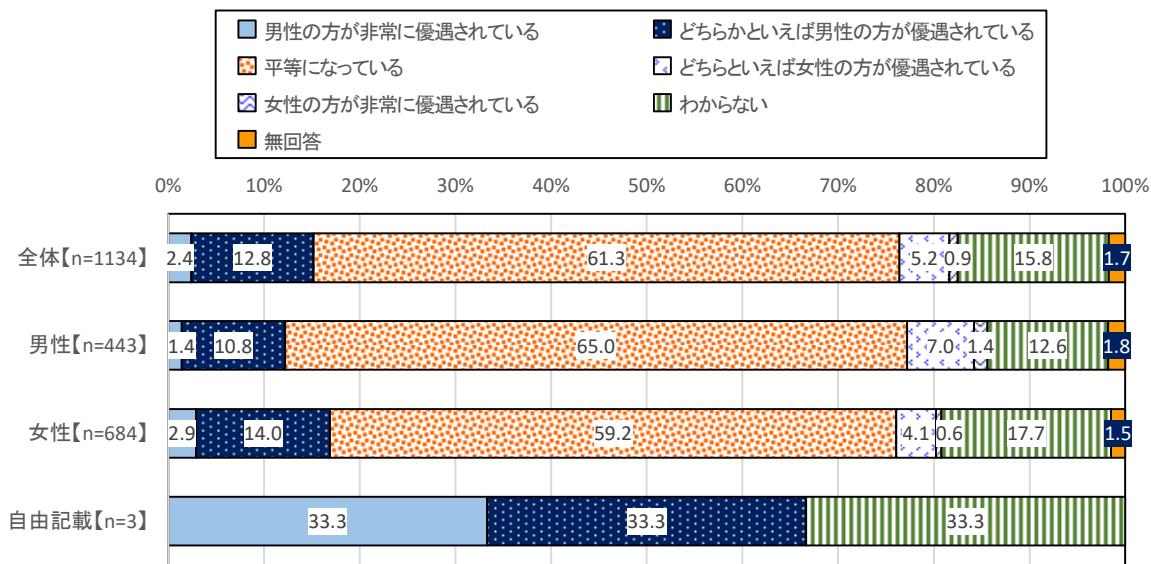
### ①家庭生活



『①家庭生活』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(37.1%)が最も多く、次いで、「平等になっている」(26.3%)、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」(12.4%)、「男性の方が非常に優遇されている」(8.1%)、「女性の方が非常に優遇されている」(2.3%)となっている。一方、12.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性では「平等になっている」(33.2%)が僅差で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(33.0%)を上回った。女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(39.9%)が最も多くなっている。

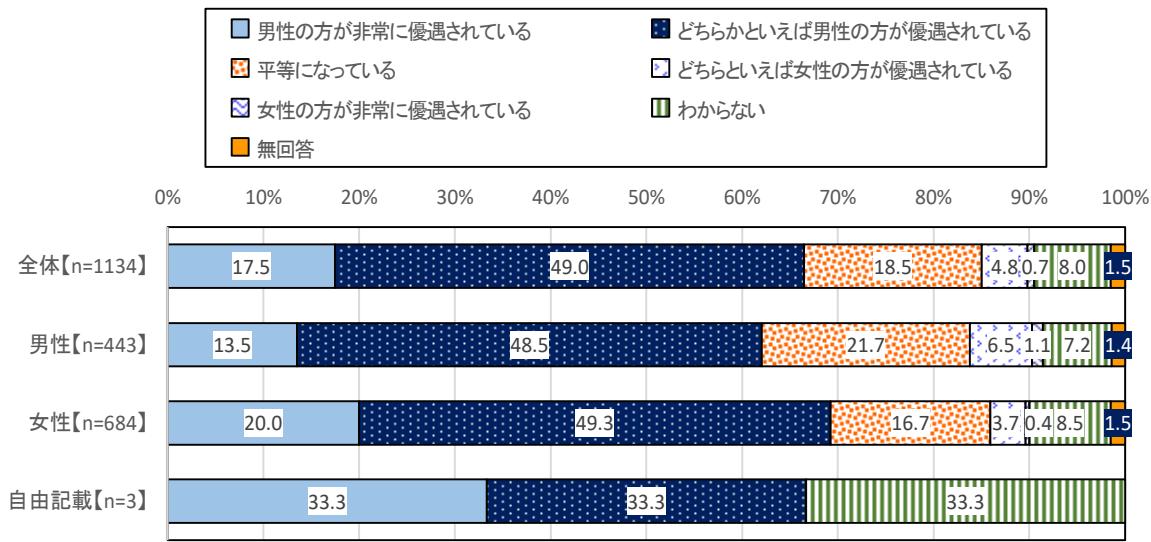
## ②学校教育



『②学校教育』における男女の地位に対する意識について、全体では「平等になっている」（61.3%）が半数を占めている。次いで、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（12.8%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.2%）、「男性の方が非常に優遇されている」（2.4%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.9%）となっている。一方、15.8%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「平等になっている」が最も多くなっている。

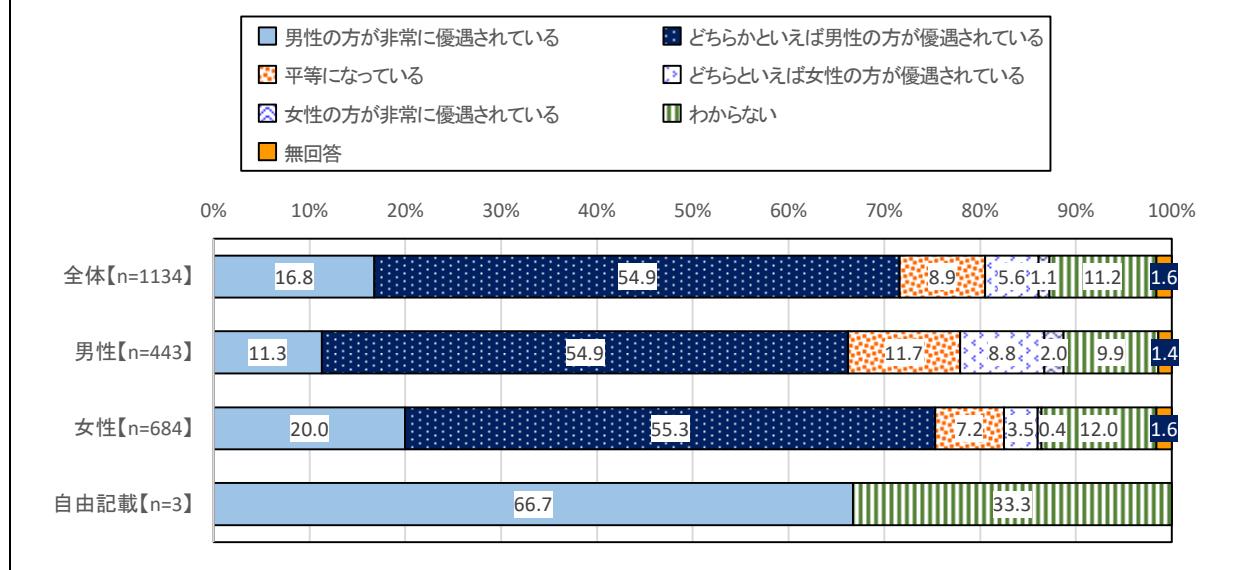
## ③職場



『③職場』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（49.0%）が最も多くなっており、次いで、「平等になっている」（18.5%）、「男性の方が非常に優遇されている」（17.5%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（4.8%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.7%）の順となっている。一方、8.0%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっている。

#### ④社会全体



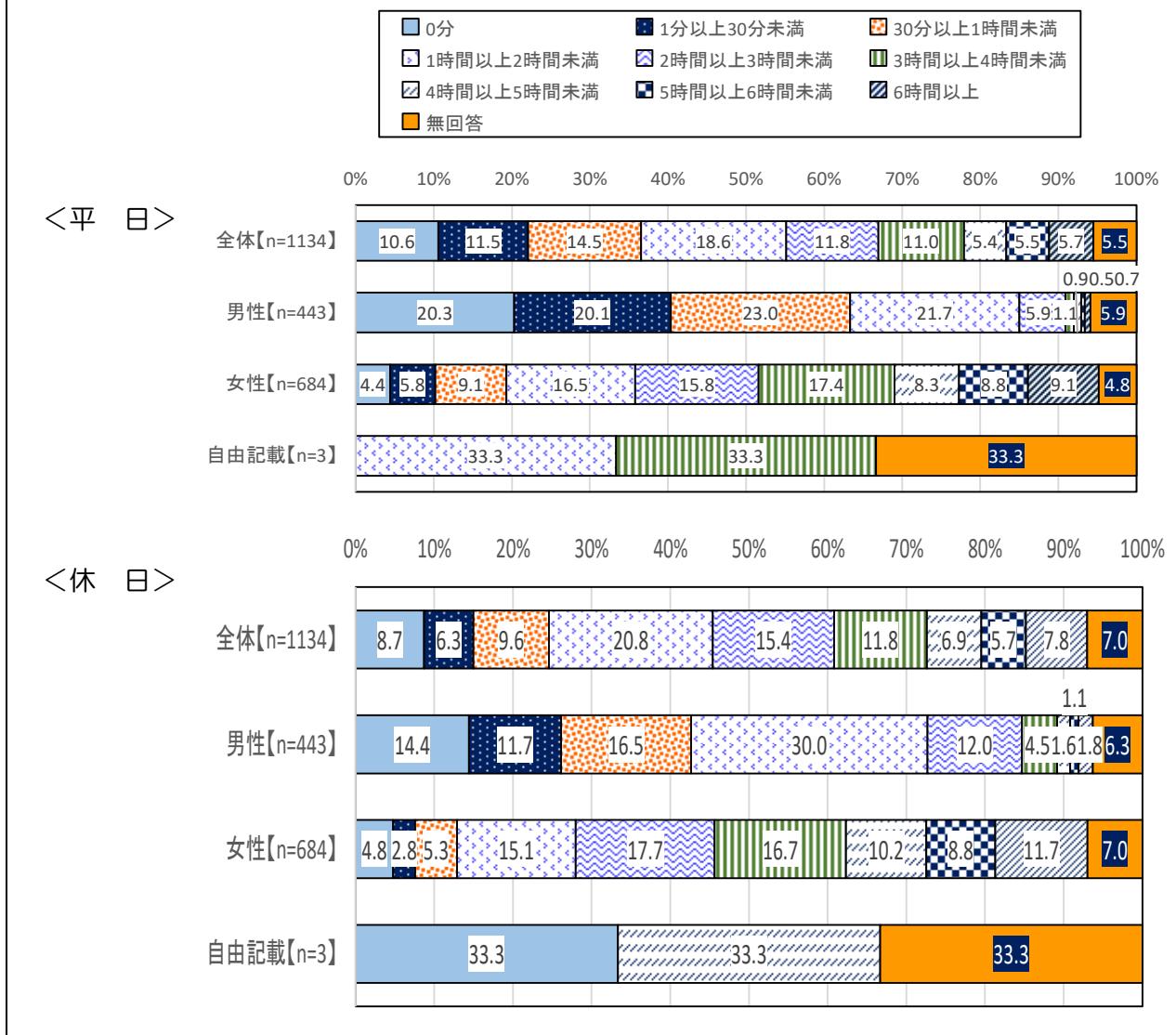
『④社会全体』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（54.9%）が半数を占めている。次いで、「男性の方が非常に優遇されている」（16.8%）、「平等になっている」（8.9%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.6%）、「女性の方が非常に優遇されている」（1.1%）の順となっている。一方、11.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっているが、次点では、男性は「平等になっている」（11.7%）が僅差で「男性の方が非常に優遇されている」（11.3%）を上回ったが、女性は「男性の方が非常に優遇されている」（20.0%）となっている。

### (3) 家事に費やしている時間

問11 次にあげる①～③について、あなたはどれくらい時間をおかけますか。平日（月曜日～金曜日）、休日（土曜日、日曜日、祝日）それぞれの1日あたり平均時間をご記入ください。

#### ①家事



平日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（18.6%）が最も多く、男性では「30分以上1時間未満」（23.0%）、女性では「3時間以上4時間未満」（17.4%）が最も多い。

休日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（20.8%）が最も多く、男性では「1時間以上2時間未満」（30.0%）、女性では「2時間以上3時間未満」（17.7%）が最も多い。

## ●家事に費やす平均時間（1日あたり）

＜男女別＞

	平 日	休 日
全体【n=1077】	115.4 分 (1.9 時間)	136.8 分 (2.3 時間)
男性【n=421】	42.4 分 (0.7 時間)	67.6 分 (1.1 時間)
女性【n=652】	162.8 分 (2.7 時間)	181.8 分 (3.0 時間)
自由記載【n=2】	120.0 分 (2.0 時間)	120.0 分 (2.0 時間)

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。（下表も同じ）

家事に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が115.4分（1.9時間）、休日が136.8分（2.3時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも家事に費やす時間は長くなっている。

### ►既婚未婚別

《未婚者（離婚・死別を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=420】	60.8 分 (1.0 時間)	80.5 分 (1.3 時間)
男性【n=184】	39.3 分 (0.7 時間)	51.1 分 (0.9 時間)
女性【n=235】	77.6 分 (1.3 時間)	103.4 分 (1.7 時間)
自由記載【n=1】	60.0 分 (1.0 時間)	0.0 分 (0.0 時間)

《既婚者（事実婚を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=646】	152.0 分 (2.5 時間)	174.8 分 (2.9 時間)
男性【n=231】	44.7 分 (0.7 時間)	81.2 分 (1.4 時間)
女性【n=414】	211.9 分 (3.5 時間)	226.9 分 (3.8 時間)
自由記載【n=1】	180.0 分 (3.0 時間)	240.0 分 (4.0 時間)

平日／休日のいずれにおいても、男性、女性とともに「既婚者（事実婚を含む）」のほうが家事に費やす時間は長く、中でも女性はその傾向が顕著となっている。

＜年代別＞

	平 日	休 日
18～19 歳 【n=26】	39.8 分 (0.7 時間)	47.3 分 (0.8 時間)
20～24 歳 【n=87】	36.6 分 (0.6 時間)	41.0 分 (0.7 時間)
25～29 歳 【n=89】	76.0 分 (1.3 時間)	100.9 分 (1.7 時間)
30～34 歳 【n=85】	91.5 分 (1.5 時間)	118.6 分 (2.0 時間)
35 ～ 39 歳 【n=125】	129.0 分 (2.2 時間)	145.5 分 (2.4 時間)
40～44 歳 【n=85】	151.7 分 (2.5 時間)	171.0 分 (2.9 時間)
45 ～ 49 歳 【n=131】	120.7 分 (2.0 時間)	149.8 分 (2.4 時間)
50 ～ 54 歳 【n=135】	131.7 分 (2.2 時間)	169.9 分 (2.8 時間)
55～59 歳 【n=117】	132.9 分 (2.2 時間)	163.2 分 (2.7 時間)
60～64 歳 【n=73】	147.5 分 (2.5 時間)	176.0 分 (2.9 時間)
65 ～ 69 歳 【n=121】	134.7 分 (2.2 時間)	133.7 分 (2.2 時間)

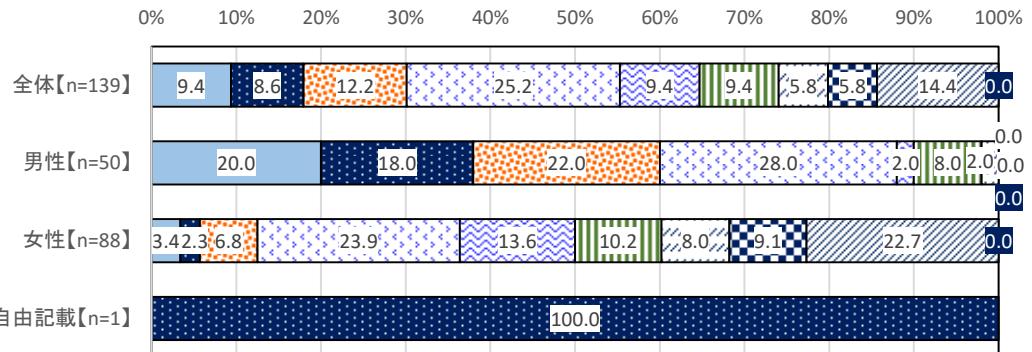
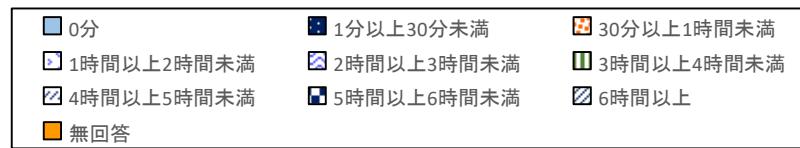
※時間数の無回答は除いて算出。

年代別にみると、年代階層が上がるにつれて家事に費やす時間は長くなっている。

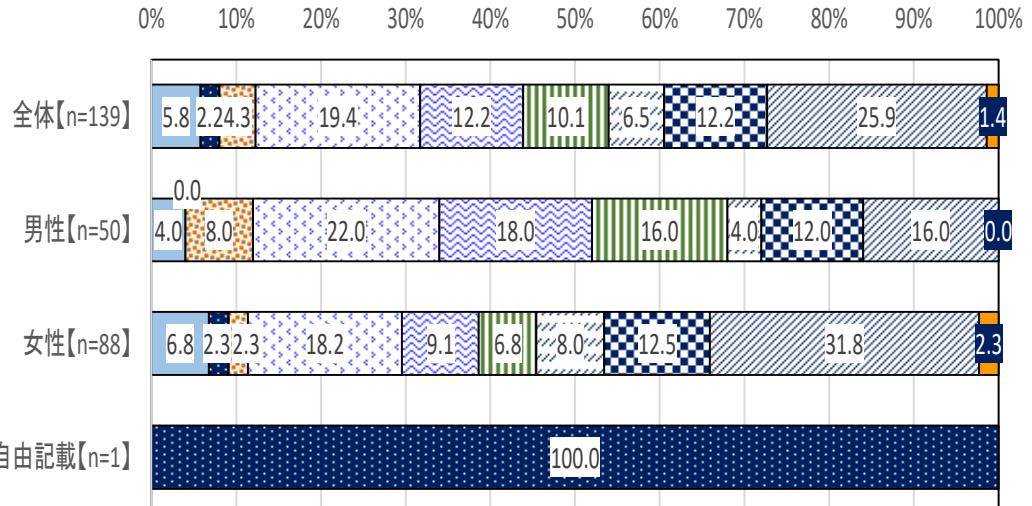
#### (4) 育児に費やしている時間

##### ②育児

【該当者  
(子どもがいる人)】  
<平 日>



##### <休 日>



育児に該当する子どもがいる割合は、全体では 12.3%、男性では 11.3%、女性では 12.9% となっている。

平日に育児に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」(25.2%) が最も多くなっている。男女別でも男性、女性のいずれも「1時間以上2時間未満」が最も多くなっている。次点は、男性が「30分以上1時間未満」(22.0%) であるのに対し、女性は「6時間以上」(22.7%) となっている。

休日に育児に費やす時間は、全体では「6時間以上」(25.9%) が最も多い。男女別では、男性は「1時間以上2時間未満」(22.0%)、女性では「6時間以上」(31.8%) が最も多い。

## ●育児に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=139】	175.8分（2.9時間）	263.5分（4.4時間）
男性【n=50】	50.0分（0.8時間）	212.0分（3.5時間）
女性【n=88】	249.1分（4.2時間）	295.6分（4.9時間）
自由記載【n=1】	10.0分（0.2時間）	10.0分（0.2時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

育児に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が175.8分（2.9時間）、休日が263.5分（4.4時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも育児に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

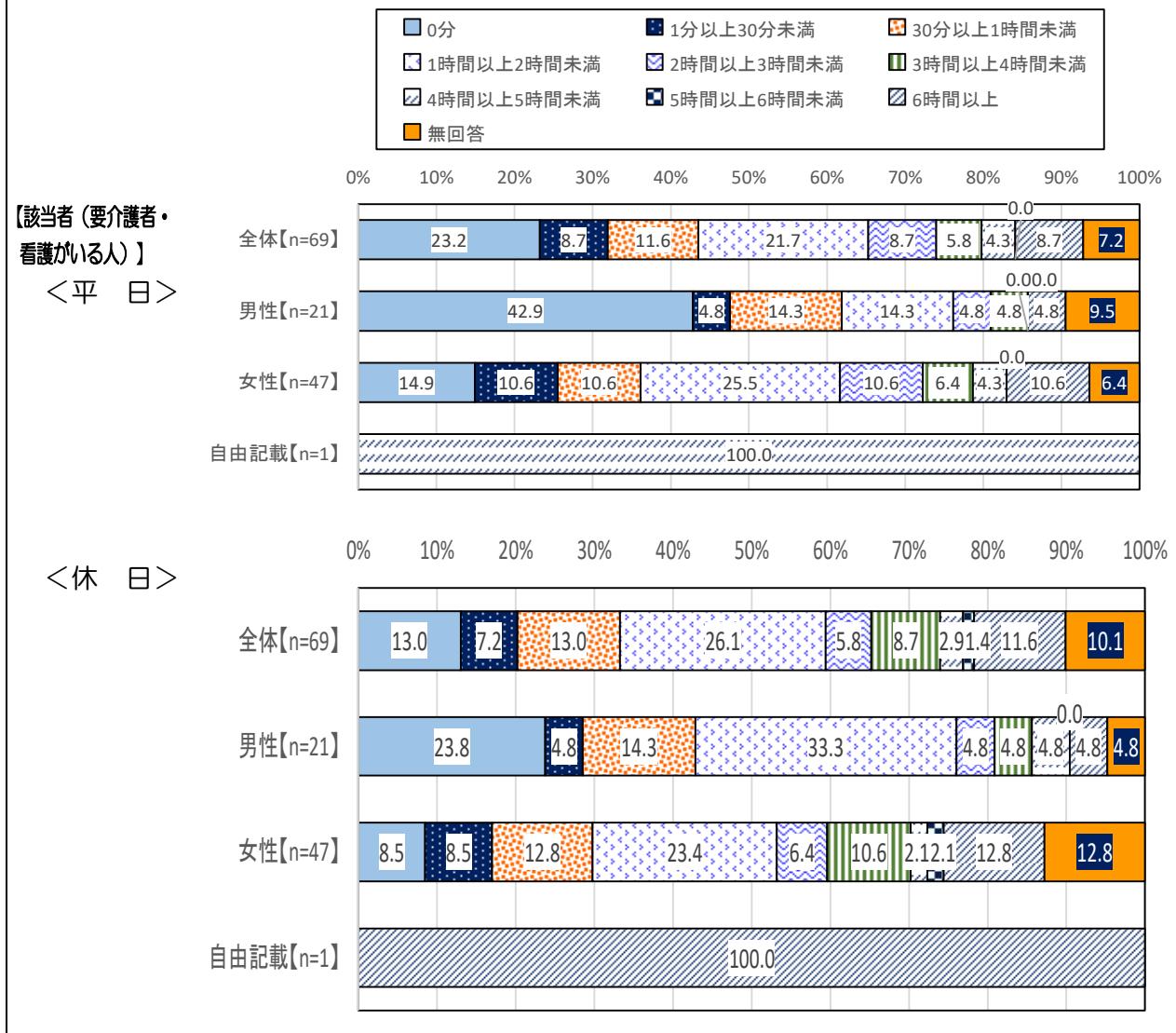
	平 日	休 日
18～19歳【n=1】	150.0分（2.5時間）	150.0分（2.5時間）
20～24歳【n=0】	—	—
25～29歳【n=10】	407.0分（6.8時間）	573.2分（9.6時間）
30～34歳【n=18】	261.3分（4.4時間）	351.3分（5.9時間）
35～39歳【n=45】	214.3分（3.6時間）	271.6分（4.5時間）
40～44歳【n=28】	117.9分（2.0時間）	218.6分（3.6時間）
45～49歳【n=23】	71.5分（1.2時間）	201.7分（3.4時間）
50～54歳【n=12】	64.2分（1.1時間）	112.5分（1.9時間）
55～59歳【n=1】	90.0分（1.5時間）	90.0分（1.5時間）
60～64歳【n=1】	60.0分（1.0時間）	0.0分（0.0時間）
65～69歳【n=0】	—	—

※時間数の無回答は除いて算出。

年代別にみると、平日／休日ともに「25～29歳」において、育児に費やす時間は最も長くなっている。

## (5) 介護・看護に費やしている時間

### ③介護・看護



介護・看護に該当する家族がいる割合は、全体では 6.1%、男性では 4.7%、女性では 6.9% となっている。

平日に介護・看護に費やす時間は、全体では「0分」（23.2%）が最も多い。男女別でみると、男性は「0分」（42.9%）、女性では「1時間以上2時間未満」（25.5%）が最も多い。

休日に介護・看護に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（26.1%）が最も多い。男女別では、男性、女性いずれも「1時間以上2時間未満」が最も多い。

## ●介護・看護に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=67】	108.9分（1.8時間）	146.6分（2.4時間）
男性【n=20】	49.5分（0.8時間）	74.5分（1.2時間）
女性【n=46】	131.8分（2.2時間）	173.2分（2.9時間）
自由記載【n=1】	240.0分（4.0時間）	360.0分（6.0時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

介護・看護に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が108.9分（1.8時間）、休日が146.6分（2.4時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれにおいても、女性のほうが男性よりも介護・看護に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

	平 日	休 日
18～19歳【n=1】	0.0分（0.0時間）	0.0分（0.0時間）
20～24歳【n=1】	10.0分（0.2時間）	10.0分（0.2時間）
25～29歳【n=7】	33.6分（0.6時間）	44.3分（0.7時間）
30～34歳【n=1】	240.0分（4.0時間）	360.0分（6.0時間）
35～39歳【n=2】	60.0分（1.0時間）	90.0分（1.5時間）
40～44歳【n=7】	32.9分（0.5時間）	34.3分（0.6時間）
45～49歳【n=7】	98.6分（1.6時間）	62.7分（1.0時間）
50～54歳【n=11】	90.0分（1.5時間）	125.5分（2.1時間）
55～59歳【n=13】	98.4分（1.6時間）	135.4分（2.3時間）
60～64歳【n=8】	252.5分（4.2時間）	297.5分（5.0時間）
65～69歳【n=9】	168.9分（2.8時間）	306.7分（5.1時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

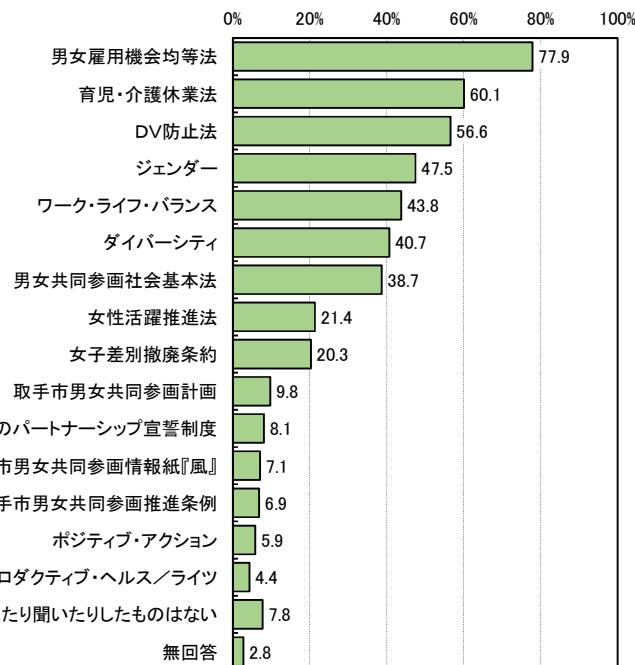
年代別にみると、年齢階層が上がるにつれて、介護・看護に費やす時間も長くなっている。

## 9 男女共同参画社会について

### (1) 男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度

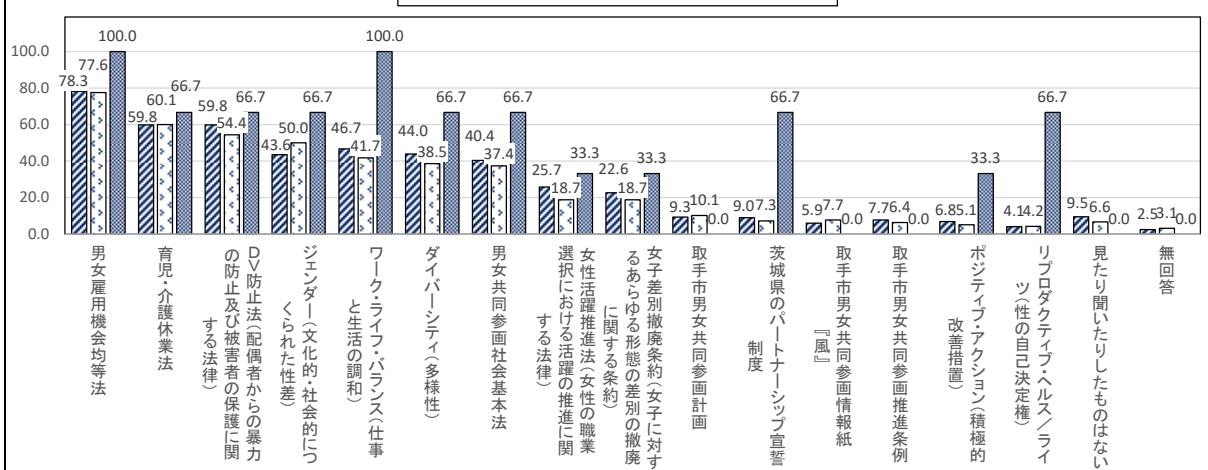
問35 以下の言葉や施策等の中で、あなたが見たり聞いたりしたもののはありますか。  
(○はいくつでも)

【n=1,134】



＜男女別＞

■ 男性【n=443】 □ 女性【n=684】 ■ 自由記載【n=3】



男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度をみると、全体では「男女雇用機会均等法」が 77.9% で最も高く、以下、「育児・介護休業法」(60.1%)、「DV防止法」(56.6%)、「ジェンダー」(47.5%)、「ワーク・ライフ・バランス」(43.8%)、「ダイバーシティ」(40.7%) などが上位に挙げられている。一方、7.8% は「見たり聞いたりしたものはない」と回答している。

男女別にみると、男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度について、男女差はそれほど大きくない状況がうかがえる。

# ○取手市男女共同参画推進条例

平成17年1月4日

条例第1号

改正 令和4年3月18日条例第7号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条～第20条）

第3章 取手市男女共同参画審議会（第21条～第23条）

第4章 雜則（第24条）

### 付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下の平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、全ての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、全ての人が平等で生き生きと暮らすことができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 性別 生物学的な性別及び社会的又は文化的に形成された性別をいう。
- (4) 性別等 性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又は当該関係にあった者に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

#### （市の責務）

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等性別等を理由とする偏見及び差別を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第12条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとす

る。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第15条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第16条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第19条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第20条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見（以下「苦情等」という。）を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

(1)男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

(2)関係機関又は団体から推薦を受けた者

(3)市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### 第4章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝くとりでプランについて、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

付 則（令和4年条例第7号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## ○取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年1月4日

規則第1号

改正 平成17年3月25日規則第78号

平成18年3月31日規則第22号

平成19年8月27日規則第56号

平成20年3月31日規則第17号

平成26年3月18日規則第12号

令和4年9月2日規則第40号

### (趣旨)

第1条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例（平成17年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (苦情等の申出)

第2条 条例第20条第1項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1)市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2)営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体

2 前項に規定する申出は、苦情等申出書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

### (苦情処理員)

第3条 条例第20条第1項の規定により申出のあった苦情等を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員（以下「苦情処理員」という。）を置く。

2 苦情処理員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理員は、再任されることができる。

### (苦情処理員の職務)

第4条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

(1)条例第20条第2項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。

(2)苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。

2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。

3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でないと市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書（様式第2号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第6条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書（様式第3号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 条例第20条第2項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

(1) 人権相談、法律相談、取手市ドメスティック・バイオレンス相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関

(2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第8条 条例第21条第1項に規定する取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、出席した委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。  
(オンライン会議システムによる会議の開催等)

第9条の2 会長は、次に掲げる場合に該当するときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

- (1) 災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により審議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合
  - (2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により審議会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した審議会の開会の求めがある場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合
- 2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
  - 3 前項の規定により会長の許可を得て会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなす。
  - 4 前3項に定めるもののほか、オンライン会議システムを活用した会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。
- (審議会の委員等)

第10条 条例第22条第3項第2号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体
- 2 条例第22条第3項第3号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する18歳以上の者をいう。
- (庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 17 年規則第 78 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

付 則 (平成 18 年規則第 22 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 20 年規則第 17 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年規則第 12 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 4 年規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 〈取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図〉

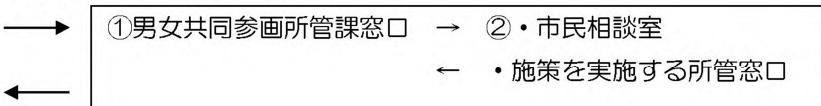
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

### ●<市が実施する行政施策>

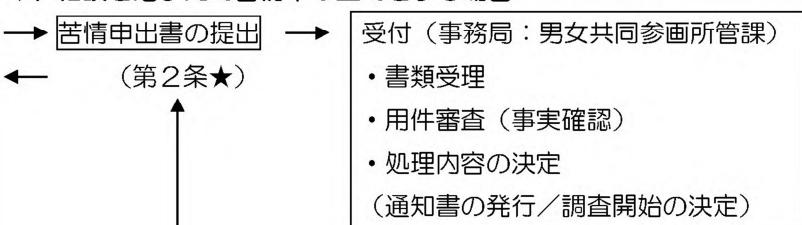
#### ア、相談のみで解決する場合



国県施策

国：内閣府男女共同参画局、行政評価局、法務省、  
厚生労働省・茨城労働局雇用環境均等室  
県：女性活躍・県民協働課、  
県苦情・意見処理委員会、  
労働政策課

#### イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



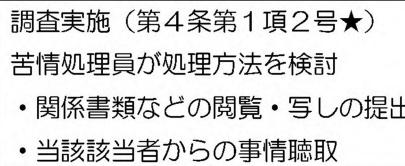
非該当  
(第5条第2項★)

「対象外通知」

調査開始の決定

通知 (連絡)

→ 市の機関 (施策担当課)  
当該関係機関



通知 (完結)

非該当  
(第5条第2項★)  
「対象外通知」

調査の終了

通知 (完結)

苦情処理通知書 6 条★

調査結果

・処理通知書の送付 (事務局)  
・必要があると認めるときは助言・是正の要望

助言・是正の要望

● <申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき>

← <より専門的な知識をもった機関が他にあるとき>

引継・助言・紹介

★取手市男女共同参画推進条例施行規則



令和 7 年度(令和 6 年度実施分)

第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書

発行 取手市  
〒302-8585 取手市寺田5139番地  
TEL 0297-74-2141  
FAX 0297-73-5995  
E-mail s-shien@city.toride.ibaraki.jp  
ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課